



令和9年度（2027年度）

鎌倉市

保育所等の入所申込のしおり

認可保育所・認定こども園（保育所部分）

家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業（地域枠）

問い合わせ先・書類の提出先	
鎌倉市こどもみらい部保育・幼稚園課（本庁舎1階31番窓口）	
住 所	〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号
電 話 番 号	0467-61-3894
メールアドレス	kodomo@city.kamakura.kanagawa.jp

令和9年4月入所からの変更点

(1) 【令和8年度から継続】4月入所（一次審査）の申込み方法

令和9年4月入所（一次審査）については、前年度に引き続き、郵送または e-kanagawa 電子申請による受付とし、締め切りを令和8年（2026年）10月31日（郵送の場合は消印有効）とします。

保育・幼稚園課の窓口でのご相談等も可能ですが、期間中は大変混み合うことが予想されますので、お時間に余裕をもってお越しください。

4月入所（一次審査）の書類の提出は、郵送又は e-kanagawa 電子申請でお願い致します。

郵送の場合は、このしおりの最後のページにある折りこみ式の封筒をご活用いただくと、切手を貼らずにお送りいただくことができます（のりが必要です）。

(2) 就労要件で入所を希望する、法人代表者及びその専従者（配偶者や親族が法人代表者）の方の提出書類の追加について

次のとおり、提出していただく書類が変更（追加）となります。

【変更前】	・ 就労証明書
【変更後】	・ 就労証明書 ・ <u>法人に係る登記事項証明書（写しでも可。申込締切日の3か月以内に発行されたものに限る。）</u>

(3) 利用調整基準における前年度の申請で保留になっている場合の取扱いについて

令和8年度利用調整基準表（2）調整点数 項目7「前年度4月入所又は0歳児クラスで保育可能月齢が達する月に申込みをし、保留となっている（転園申込みを除く）。」については、令和9年度の利用調整基準表から削除します。

その他、利用調整基準表については毎年度見直しを行っていることから、詳細は21ページをご確認ください。

(4) 育児休業中の在園児の継続入所最大期間の取扱い

子どもの継続的な保育環境を確保するとともに、保護者が家庭状況に応じて柔軟に復職時期を選択できる環境を整えるため、次のとおり変更します。

なお、復職時期については家庭状況や就労の状況等を考慮し、決定してください。

【変更前】	育児休業の対象児童が2歳となる月の末日まで。 2歳となる月までに保育所等の入所申込みを行い、入所できなかった場合は、その年度末（3月31日）まで。
【変更後】	在園児が卒園するまで

(5) 就労要件の保護者が入園した場合の復職までの期間

復職時期の柔軟化を図ることでスムーズな職場復帰を支援するため、次のとおり変更します。
 なお、ならし保育の進め方については従来（概ね2週間程度。子どもの状態に応じて保育所等と相談）から変わりありません。

【変更前】	入所後1か月以内に復職
【変更後】	入所後2か月以内に復職

(6) 妊娠・出産要件の保護者が入園した場合の取扱い

次のとおり変更となります。
 詳細は15ページを確認してください。

【変更前】	①産後に育児休業を取得する方 …妊娠・出産の認定期間の終了と共に退所（継続入所不可） ②産後に育児休業を取得せず就労する方、その他の要件が継続する方 …保育を必要とする要件の期間に応じて継続入所可能
【変更後】	①妊娠・出産要件期間の満了後も保育を必要とする理由があり、それぞれの要件に応じた利用調整点数での審査を希望する方（産後に育児休業を取得する方、産後に就労する方・その他の要件が継続する方） …妊娠・出産要件期間の終了後、それぞれの要件の期間に応じて継続入所可能 ②妊娠・出産要件期間の満了後も保育を必要とする理由があるが、妊娠・出産要件としての利用調整点数で審査を希望される方 …妊娠・出産の認定期間の終了と共に退所（継続入所不可） ③妊娠・出産要件期間の満了後に保育を必要とする理由がなくなる方 …妊娠・出産の認定期間の終了と共に退所（継続入所不可）

(7) 大船保育園（公立）の移転について

現在、大船保育園（大船二丁目10番24号）は園舎の老朽化が課題となっています。
 このことから、小袋谷一丁目にある土地を園舎新設の候補地とし、また、運営を民間事業者に移管すべく、令和11年（2029年）4月の開園を目途に準備を進めています。
 大船保育園への入所申請をご検討の場合は、上記についてご承知おき下さいますようお願いいたします。詳細な場所等についてはお問い合わせください。



もくじ

1	はじめに	5
2	保育所等を利用するには	5
	(1) 年齢や利用施設・内容による認定区分	5
	(2) 保育を必要とする理由	6
	(3) 保育の必要量に応じた区分	7
3	保育所等の申込について	8
	(1) 申込みから入所までの流れ	8
	(2) 申込にあたっての留意点	9
	(3) 保育所等の利用開始について	9
	(4) 入所受入枠について	9
	(5) クラス年齢の数え方について	9
	(6) 保育所等の見学について	10
	(7) 医療的ケアを必要とする児童について	11
	(8) ひとり親の方が保育所等の利用申請をする場合	12
	(9) 鎌倉市民が市外の保育所等を利用したい場合	13
	(10) 鎌倉市外在住の方が鎌倉市の保育所等を利用したい場合	14
	(11) 入所希望期間が「妊娠・出産」の認定期間と重なる場合	15
	(12) 申込方法について	16
	(13) 入所申込みに必要な書類	17
	(14) 転園の申込みについて	19
	(15) 育児休業中の方の転園の扱いについて	19
	(16) 申込内容等の変更について	19
4	利用調整（入所審査）について	20
	(1) 利用調整の方法について	20
	(2) 利用調整の結果について	20
	(3) 利用調整基準について	21
5	入所審査のスケジュール等	23
	(1) 令和9年度4月入所	23
	(2) 出生前申込について（4月入所一次審査のみ）	25
	(3) 令和9年度5月以降の入所をご希望の方	26
6	入所決定後について	27
	(1) ならし保育について	27
	(2) 入所決定後に提出する書類について	27
	(3) 内定の取消等について	28
	(4) 入所の辞退について	28

7 保育所等に入所後の手続きについて	29
(1) 在園児童の保育の要件が変わる場合	29
(2) 上の児童が保育所等に在園していて、産前産後休業や育児休業を取得する場合	29
(3) 上の児童が保育所等に在園していて、下の児童の保育所等の入所が決定した場合	29
(4) 現況確認について	30
(5) 退所について	30
8 保育料等について	31
(1) 市民税非課税世帯の場合	31
(2) 市民税課税世帯の場合	32
(3) 保育料の多子軽減について	33
(4) 保育料等の算定及び納付について	33
(5) 給食費について	34
(6) 副食費の免除について	34
(7) 保育料等の変更について	35
(8) 保育料等の注意点	35
(9) 令和9年度保育所等保育料（利用料）月額表	37
9 その他の保育サービスについて	38
(1) 一時預かり事業	38
(2) こども誰でも通園制度	38
(3) 病児・病後児保育事業	38
(4) 休日保育事業	39
(5) 年末保育事業	39
10 よくある質問	40
(1) 相談全般について	40
(2) 保育所等の制度や選び方について	41
(3) 申請・利用調整の仕組みについて	42
(4) 保育を必要とする要件・利用時間・教育保育給付認定について	43
(5) 内定後の手続きについて	46
(6) 入所後の手続きについて	46
(7) 保育料・給食費について	47
11 二次元コード集	49
郵送用封筒について	50

1 はじめに

このしおりには、認可保育所、認定こども園（保育部分）及び地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業の地域枠。以下「保育所等」といいます。）の入所申込みを行うための手続きや入所決定後の手続き、必要書類などの重要な事項を記載しています。

このしおりをよく読んで申し込みを行ってください。

【注意事項】

- ・既に令和8年度以前の申込みをしている方も、再度申込みが必要です。
- ・転園を希望される方については、転園の申込みが必要です。
- ・入所できる人数には限りがあるため、ご希望の施設へ入園・転園ができない場合があります。あらかじめご了承ください。

2 保育所等を利用するには

保育所等は、保護者が就労などの要件で児童を保育できない場合に、保護者に代わって児童を保育する施設です。申込にあたっては、全ての保護者（未婚のパートナーなども含みます）に保育を必要とする要件があることが必要です。「保育の要件はないが、同世代の子どもと交流させたい」などの理由で保育所等を利用することはできません。

育児休業中でも入所・転園の申込を行うことはできますが、入所した月の翌々月1日（休日の場合は翌平日）までに復職することが必要です。

（1）年齢や利用施設・内容による認定区分

保育所等を利用する場合は、住民登録をしている市町村から必ず保育の必要性の認定（子育てのための教育・保育給付認定）を受ける必要があります。年齢によって2号又は3号の認定証が交付されます。また、認定にあたっては、保護者の就労時間等に応じて「保育の必要量」を決定します。

認定	年齢	保育の必要量	利用できる施設
1号認定	満3歳～5歳	教育標準時間	施設型給付幼稚園、認定こども園（教育時間）
2号認定		保育標準時間 保育短時間	保育所、認定こども園（保育所部分） 地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業の地域枠）
3号認定	0歳～2歳		

※1号認定児の入所については、各施設へ直接申込みいただき、各施設が決定します。詳細はご希望の施設にお問い合わせください。

(2) 保育を必要とする理由

保育の必要性の認定を受けるためには、次のいずれかの事由に該当することが必要です。

保護者等の状況		認定期間
就労	ひと月において月 64 時間以上働いている（就労が内定している）	最長で就学前まで ※就労内定の場合は 3 か月（就労後、就学前まで延長）
妊娠・出産	妊娠中又は出産後の休養が必要である	出産予定日の 6 週前（多胎妊娠の場合にあっては 14 週）の日の属する月の初日から出産日の 8 週後の日の属する月の末日まで
疾病・障害等	病気やケガ、又は精神や身体に障害がある	保育が可能な状態になるまで
介護・看護	介護又は看護にあたっている	介護、看護を必要としなくなるまで
災害復旧	災害の復旧にあたっている（震災、火災、風水害等）	災害復旧まで
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている	入所後 3 か月以内
就学	大学や職業訓練校、専門学校等で就学している	学校等に通っている間
その他	その他、市長が必要と認める場合 ※虐待や配偶者等からの DV（家庭内暴力）のおそれ等	市長が認める期間

●育児休業について

入所申請時点で、申請児童のための育児休業※中である場合は、入所後 2 か月以内に復職することが必要です。

なお、児童が入所した後にその児童のための育児休業※を取得する場合は、家庭での保育が可能となり、保育要件が消滅するため、退所となります。

入所後、在園児童の下の子やうがい児が出生したことにより育児休業を取得する場合は、在園児童が保育所等を継続利用することも可能です（保育短時間認定となります）。

※育児・介護休業法に基づかない会社独自の育児休業制度の利用を含みます。

(3) 保育の必要量に応じた区分

保育を必要とする理由がある場合、保護者の就労時間等に応じて保育の必要量が認定されます。保育の必要量の認定区分により、利用できる最大の保育時間※が決まります。

保育を必要とする事由	保育標準時間	保育短時間
就労	○ 月 120 時間以上の就労等 (短時間も選択可)	○ 月 64 時間以上 120 時間未満の就労等 (勤務シフト等により標準時間の選択可)
介護・看護		
就学		
妊娠・出産	○ (短時間も選択可)	△ (選択可)
疾病・障害等		
求職活動	△ (求職活動等の状況により選択可)	○
育児休業	×	○
その他	状況に応じて認定	

※実際の預かり時間は、最大の保育時間の範囲内で、保護者の就労時間や通勤時間、そして保育所等の開所時間によって異なり、保育所等と調整の上で決まります。

●保育標準時間認定の場合… 1 日最大 11 時間保育

(例) 両親がフルタイムで就労 (原則、月 120 時間以上の就労)

7:00		18:00	19:00
	← 最大 11 時間 →		
	保育標準時間 (就労時間+通勤時間以内の利用)	延長保育	

●保育短時間認定の場合… 1 日最大 8 時間保育

(例) 父がフルタイム、母がパートタイム (月 120 時間未満の就労)

7:00	8:30	16:30	19:00
	← 最大 8 時間 →		
延長保育	保育短時間※ (就労時間+通勤時間以内の利用)	延長保育	

※保育短時間認定の時間区分は施設により異なります (8時から16時などの園もあります)。

【注意事項】

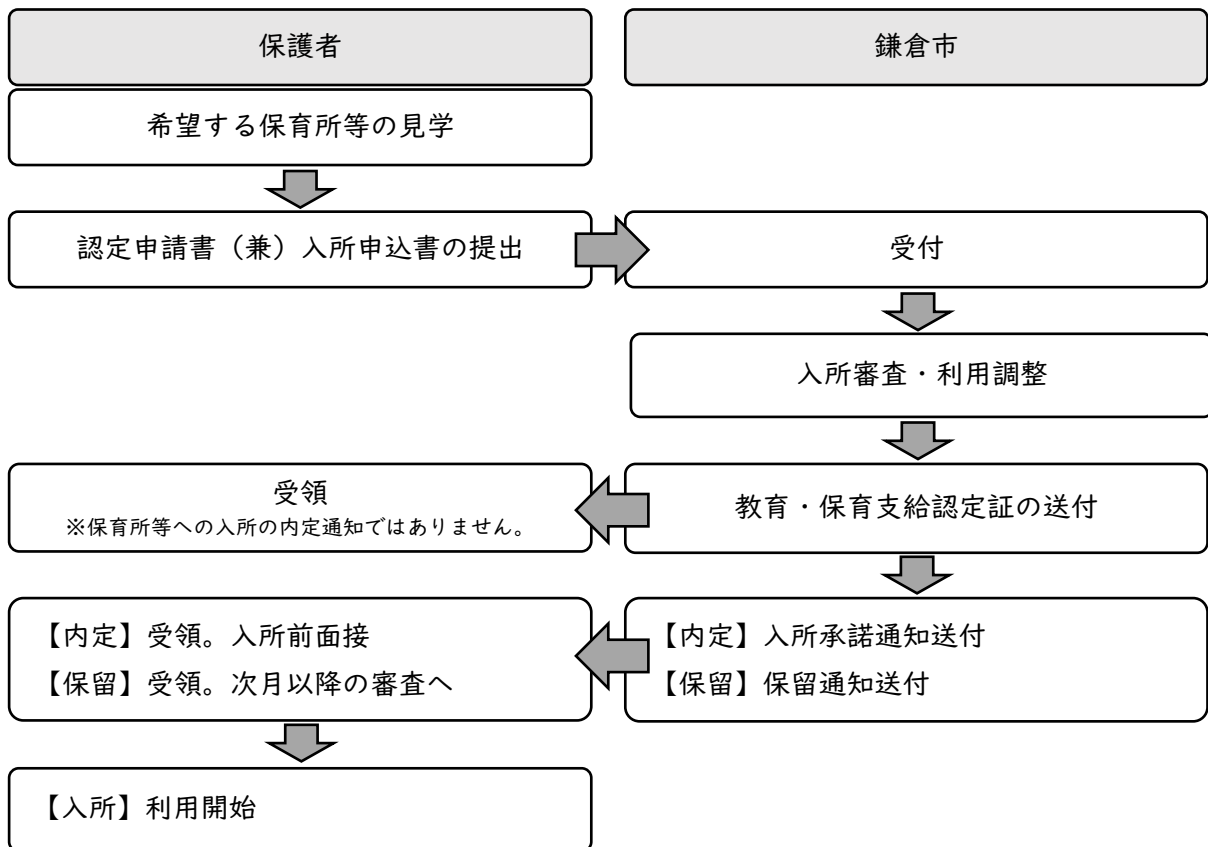
- ・保育所等の開所・閉所時間は、各施設で異なります。
- ・延長保育を利用する場合は、施設から書類の提出を求められることがあります。また、別途延長保育料がかかります (金額は各施設で異なります)。

3 保育所等の申込について

【注意事項】

- ・一度ご提出いただいた書類は、返却や、保育・幼稚園課にてコピーをお取りしてお渡しすることはできません。育児休業給付金の手続き等でコピーの提出を求められることがありますので、必ず書類提出前に自宅保管用のコピーをお取りください。
- ・書類は全て黒のボールペンで記入してください。記入した内容に修正が必要な場合は、二重線で訂正し、空欄に正しい内容を記入してください。修正テープ等は使用しないでください。

(1) 申込みから入所までの流れ



補足

- ・4月の入所者の方には内定通知書（5月1日以降の内定の方には省略）を郵送の上、入所月の前月末までに教育・保育支給認定証や承認通知書を送付します。
- ・提出書類等に不明な点がある場合は、電話・訪問等で調査を行います。
- ・申込み締切日までに提出されている書類をもとに算定し、利用調整を行います。
- ・希望された保育所等に空きがない場合や申込者が定員を上回り、選考の結果入所できなかった場合は、保留者となり、翌月以降に空きが出た時に選考の対象となります。
- ・認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所及び家庭的保育所については「教育・保育支給認定証」を施設に提示し、施設と利用契約を結びます。

(2) 申込にあたっての留意点

申込みの有効期限は、申込み希望月の属する年度内までとなります。例えば令和9年4月入所の申込を行った場合、その内容は、取下げや内定の辞退をしない限りは令和9年度いっぱい（令和10年3月入所の審査まで）有効です。

令和8年度と令和9年度の入所申込みを両方されている方については、令和8年度中の審査に内定となった場合には、令和8年度の申し込みを優先します。その場合は令和9年度の申込みを取り下げる手続きを行ってください。なお、令和8年度の内定を辞退した場合であっても、令和9年度の審査は行いません。

(3) 保育所等の利用開始について

入所日は、各月の1日です。

月の途中から入所することはできません。

(4) 入所受入枠について

各施設における入所受入枠は、4月入所一次審査は、令和8年9月末頃、4月入所二次審査は、令和9年1月末頃に鎌倉市ホームページにて公開する予定です。5月以降については、利用開始月の前々月の20日頃に、直近の入所審査結果を反映した空き状況を掲載する予定です（8月1日の利用開始の場合は6月20日頃）。

(5) クラス年齢の数え方について

申込にあたり、クラス年齢を確認してください。

クラス年齢は4月1日時点の年齢で数えます。年度内に誕生日を迎えた場合でもクラスは変わりません。

令和9年度 クラス年齢表	
クラス	生年月日
0歳児クラス	令和8年（2026年）4月2日以降生まれ
1歳児クラス	令和7年（2025年）4月2日～令和8年（2026年）4月1日生まれ
2歳児クラス	令和6年（2024年）4月2日～令和7年（2025年）4月1日生まれ
3歳児クラス	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日生まれ
4歳児クラス	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日生まれ
5歳児クラス	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日生まれ

(6) 保育所等の見学について

申込を行う前に、施設の見学を行ってください。

保育所等は、お子さまが最大で6年間にわたって毎日生活をする場です。あらかじめお子さまと一緒に見学を行い、保育内容（日中の過ごし方）、費用、ルール等を確認し、保護者の方が納得した上でお申込みをしてください。

特に、お子さまの発育や発達への心配がある場合、アレルギーの対応が必要な場合等は、受け入れ体制の確認も含めて、事前に施設への相談を行ってください。

見学をする場合、直接各施設にお問い合わせいただき、見学日時等を調整してください。

【注意事項】

- ・ 見学必須の保育所等については、必ず事前に見学をした上で申し込んでください。
見学をされていない場合、内定の判断を行うことができません。見学状況について、お電話で確認させていただくことがあります。
- ・ 見学必須の保育所等の詳細は、「鎌倉市認可保育所等一覧」をご確認ください。

【見学の際に確認していただきたいことの例】

項目	内容
受入年齢（月齢）	園ごとに受入年齢（月齢）が異なります。 特に0歳児クラスは受入月齢が園によって大きく異なります。 「鎌倉市認可保育所等一覧」をご確認ください。
開所・閉所時間 保育短時間の場合の 預かり時間	園ごとに開所・閉所時間が異なります。 また、保育短時間認定の利用時間も園ごとに異なります。
園でかかる費用	保育料は、保護者の市民税所得割額に応じて市が決定します。 別途、園でかかる費用（制服等の実費負担など）などがありますので、事前に希望施設へご確認ください。
給食費	2歳児クラスまでの給食費は保育料に含まれます。3歳児クラス以降は、保育料は無償になりますが、給食費は別途お支払いいただきます。事前に希望施設へご確認ください。
保育内容	園ごとに保育内容や保育の方針が異なります。
園庭の有無	園庭のない園もあります（その場合、近くの公園などが屋外活動の拠点になっています）。
通園距離 駐車場・駐輪場	自宅や勤務先から園までの経路（荒天時含む）、移動手段、駐車場・駐輪場の有無、自動車等の利用ルールなどをご確認ください。
アレルギー等への 対応	お子さまの発育・発達状況に応じた対応や、病気・アレルギー等への対応が必要な場合は、園での受入体制等をご確認ください。
災害時の対応	台風や地震・津波などの自然災害等の発生時に備え、施設周辺のハザードマップをご確認ください。
その他	上記の確認事項以外にも、疑問に思うことや気になることについてご確認ください。

(7) 医療的ケアを必要とする児童について

医療的ケア（胃ろう・経管栄養・導尿などをはじめとした、日常生活の中で長期にわたり継続的に必要とされる医療行為を言います）を必要としているお子さまにつきましては、安全・安心な保育を行う観点から、入所申込締切日の3か月前までを目安に保育・幼稚園課へご相談ください（例：9月入所希望の場合8月締切りのため、5月ごろまでにはご相談ください）。

また、お申込みをされた後に急きょ医療的ケアが必要になった場合も、まずは保育・幼稚園課へご相談ください。

鎌倉市では、医療的ケアを必要とする児童の保育所等受入れガイドラインを策定しています。お申込みに当たっては必ずご一読いただきますようお願い致します。

ガイドラインは
鎌倉市 HP から
お読み頂けます



【注意事項】

- ・ お子さまの状況によっては、入所の調整に3か月以上の時間を要する場合や、受入れが困難な場合があります。
- ・ あらかじめ、医療的ケアの種類や保育所等での集団保育が可能かどうか、主治医にご確認ください。特に、お子さまが成長するに伴って医療的ケアが不要になる見込みの場合、入所申請のタイミングを考慮いただくことで、入所可能な保育所等の選択肢が広がることもあります。

●受入体制

鎌倉市内保育所等における医療的ケアを必要とする児童の受入れは、次の体制で実施しています。

- ① 鎌倉市が委託した訪問看護ステーションの訪問看護師が主治医の指示に基づいて医療的ケアを実施し、保育所等の職員も児童の見守りや医療行為に該当しない範囲での補助などを協力しながら受け入れを行います。なお、医療的ケアの内容や頻度によっては、訪問看護ステーションによる対応が難しいことがあります。
- ② 保育所等に勤務する看護師が主治医の指示に基づいて医療的ケアを実施し、保育士等は、看護師と連携のもとで、児童の見守りや医療行為に該当しない範囲での補助などを行います（医療的ケア児サポート園）。医療的ケア児サポート園への入所をご希望の場合も、まずは鎌倉市にご相談下さい。

医療的ケア児サポート園…キディ腰越保育園（腰越五丁目11番17号）※

※令和8年（2026年）9月1日時点の情報です。

(8) ひとり親の方が保育所等の利用申請をする場合

利用申請にあたっては、必ず以下の項目をご確認下さい。

●同居人や同居するパートナーがいる場合

同居人や同居するパートナーがいる場合、原則として子の保育に携わっているものとして見なしますので、ひとり親としては取り扱いません。

同居人や同居するパートナーにかかる保育要件の確認を行うとともに、保育料の算定対象となります。

●外国籍の場合

保護者がひとり親かつ外国籍の場合は以下のいずれかの書類（いずれもコピー可）を提出してください。

- ・児童扶養手当証書
- ・福祉医療証
- ・日本国内の市区町村に提出した離婚届の受理証明書
- ・国籍のある国の大使館等が発行した「婚姻要件具備証明書」や「独身証明書」等

(9) 鎌倉市民が市外の保育所等を利用したい場合

●鎌倉市から転出を予定している場合

転出先の市区町村によって対応が異なります。まずは申込方法、受付期間及び必要書類について、利用したい保育所等のある市区町村にお問合せください。

①鎌倉市を經由して申請するよう指示があった場合

保育所等のある市区町村が設定している受付締切日の2週間前を目途に、鎌倉市保育・幼稚園課に必要書類を揃えてお申込みください。

②転出先の市区町村に直接申請するよう指示があった場合

指示に従い転出先の市区町村にお申し込みください。

【注意事項】

- ・入所希望日時点で鎌倉市外への転出を予定している方が鎌倉市内の保育所等のお申込みも行われる場合は、市外に住民票のある方と同様の取扱いとなります（4月入所申請の場合は、鎌倉市の審査は二次審査からの受付となります）。
- ・入所内定後に鎌倉市外へ転出することが分かった場合は内定を取り消します。

●鎌倉市から転出せずに市外の保育所等を利用したい場合

鎌倉市を經由して申請する必要があります。

受付期間及び必要書類について、利用したい保育所等のある市区町村にお問合せください。
当該市区町村の設定した締切日の2週間前までに鎌倉市へ必要な書類を提出してください。

(10) 鎌倉市外在住の方が鎌倉市の保育所等を利用したい場合

●鎌倉市に転入を予定している場合

お住まいの市区町村によって対応が異なります。まずは申込方法、受付期間及び必要書類について、お住まいの市区町村の担当部署にお問合せください。

①お住まいの市区町村を経由して申請するよう指示があった場合

鎌倉市の締切日までに必要書類（鎌倉市様式）が届く必要があります。申込み方法、いつまでにお住まいの市区町村へ書類提出が必要かを確認の上で、余裕をもってお申し込みください。

②鎌倉市に直接申請するよう指示があった場合

鎌倉市の締切日までに、鎌倉市保育・幼稚園課に必要書類（鎌倉市様式）を揃えて、郵送にてお申し込みください（電子申請はご利用いただけません）。

【注意事項】

- ・ 鎌倉市外に住民票がある場合、審査を行うにあたり、お住まいの市区町村へご連絡させていただきます。
- ・ 転入予定として申し込む場合、賃貸契約書又は売買契約書等及び「転入に関する同意書」の提出が必要です（鎌倉市内在住者と同等として利用調整を行います）。
- ・ 鎌倉市外から転入予定として申込みをする方は、必ず入所する前の月の末日までに転入手続きを行ってください。転入されていない場合、入所内定は取り消しとなります。
- ・ 転入手続き後、保育・幼稚園課の窓口で必要となる手続きを行ってください。保育・幼稚園課での手続きが終わるまで、鎌倉市民としての保育所の利用決定ができません。

●鎌倉市に転入予定のない場合

鎌倉市の様式で、お住まいの市区町村の担当課までお申し込みください。

4月入所一次審査へのお申込みはできません。お申し込みができるのは、4月入所二次審査以降（5月から3月入所を含む）となります。

なお、鎌倉市内の認可保育所等で保育士として就労・就労内定（派遣を除く）している場合に限っては、4月入所一次審査から申込みをすることができます。その場合、就労先にて推薦書の発行を依頼し、添付してください。

(11) 入所希望期間が「妊娠・出産」の認定期間と重なる場合

入所希望期間が「妊娠・出産」期間と重なる場合は、必ず以下に記載した内容をよく確認してください。

なお、「妊娠・出産」要件の認定期間は、出産予定日の6週前（多胎妊娠の場合にあっては14週前から可）の日の属する月の初日から8週後の日の属する月の末日までです。

●妊娠・出産要件期間の満了後も保育を必要とする理由がある方

入所希望日が、「妊娠・出産」要件の認定期間と重なり、認定期間の終了後も保育を必要とする理由がある方（産後に育児休業を取得する方、産後に就労する方、その他の要件が継続する方）は、それぞれの保育要件に応じた審査を行い、利用調整基準表でも、これに準じて点数付けを行います。申込み時に、それぞれの保育要件に応じた証明書類もご提出ください。

なお、育児休業を取得する場合は、妊娠・出産要件の認定期間の末日までに「教育・保育給付認定変更申請書」及び育児休業の開始日が記載された就労証明書を提出してください。育児休業の取得期間は保育短時間認定となります。

●妊娠・出産要件期間の満了後も保育を必要とする理由があるが、妊娠・出産要件としての利用調整点数で審査を希望される方

入所希望日が、「妊娠・出産」要件の認定期間と重なり、認定期間の満了後も保育を必要とする理由がある方のうち、「妊娠・出産」要件としての審査を希望される方は、利用調整基準表でも、これに準じて点数付けを行います。

「妊娠・出産」の認定期間の終了と共に、保育所等は退所となります。

退所後にあらためて保育所等への入所を希望する場合は、再度申込みが必要となります。

●妊娠・出産要件期間の満了後に保育を必要とする理由がなくなる方

入所希望日が「妊娠・出産」要件の認定期間と重なり、認定期間の満了後には保育を必要とする理由がなくなる場合、保育要件は「妊娠・出産」となります（保育の実施における手続及び基準等に関する要綱第6条第1項）。そのため、利用調整基準表でも、これに準じて点数付けを行います。

「妊娠・出産」の認定期間の終了と共に、保育所等は退所となります。

退所後に保育を必要とする要件が生じたことによりあらためて保育所等への入所を希望する場合は、再度申込みが必要となります。

●申込みをした後に妊娠が分かった方

申請内容が変更となる可能性があるため、速やかに保育・幼稚園課までご連絡ください。

(12) 申込方法について

●窓口での申請について

4月入所一次審査の受付期間は、窓口は相談専用としています。申込書類のご持参はご遠慮ください。

4月入所二次審査及び5月入所～3月入所の申請は、保育・幼稚園課の窓口で受け付けています。予約は必要ありません。可能な限り9時～12時、13時～17時までにお越しください。それ以外の時間は通常よりも少ない職員で対応しているため、お待たせする場合があります。

●郵送による申請について

保育・幼稚園課に申込書類が届き次第、受領が完了した旨のお知らせを返送します。

このしおりの最後のページにある折りこみ式の封筒を使用せずに提出される方は、必要書類に加え、「返信用宛名用紙」を合わせてご提出ください。

なお、入所申込み締切日を過ぎて届いた場合、次の審査分から適用になります。

申込方法	鎌倉市に住民票がある方	鎌倉市外に住民票がある方
鎌倉市内の施設を希望	郵送、電子申請 (保育・幼稚園課窓口)	住民票のある自治体に確認
鎌倉市外の施設を希望	郵送 (保育・幼稚園課窓口)	-

※出生前申請（4月入所一次審査）及び転園申込みは、郵送のみで受け付けます。電子申請はできません。

●電子申請について

鎌倉市では、e-kanagawa 電子申請で保育所の入所の申込を受け付けています。

提出した書類は、ご自身で電子データにより保存していただくことが可能です。

【必要なもの】

- ①e-kanagawa 電子申請への利用登録
- ②署名用電子証明書が搭載された申請者本人のマイナンバーカード
- ③（パソコンで認証する場合）署名用電子証明書の読取りに対応した IC カードリーダー
（スマートフォンで認証する場合）署名用電子証明書の読取りに対応したスマートフォン

【注意事項】

- ・署名用電子証明書が搭載された申請者本人のマイナンバーカードの読取りと暗証番号の入力が完了しないと、電子申請はできません。

(13) 入所申込みに必要な書類

☒		必要な書類
A	☐	教育・保育給付認定申請書（兼）入所申込書（2号・3号用）
B	☐	児童調査票
C	☐	保育所等入所に関する確認票
D	☐	申込書補助票
E	☐	マイナンバー・本人確認票※
☐		提出書類確認シート
☐		保育の必要性を確認する書類
☐		状況に応じて必要な書類

※マイナンバーカードがない場合、通知カードの写し又は個人番号記載のある住民票の写しでも構いません。運転免許証やパスポートなど顔写真付きの本人確認書類の写しもあわせてご提出ください。

●保育の必要性を確認する書類

パートナー等未婚の同居人がいる場合は、その方の保育の必要性を確認する書類も必要です。

必要性項目	父	母	必要な書類
就労 ※就労内定、育児休業（復職予定）を含む	☐	☐	【会社員】 ・就労証明書（締切日より3か月以内に取得したもの） 【法人役員、親族が経営する法人の被雇用者】 ・就労証明書（締切日より3か月以内に記載したもの） ・法人に係る登記事項証明書（申込締切日の3か月以内に発行されたものに限る。写しでも可） 【自営業主】 ・就労証明書及びスケジュール表 ・自営業を証明する書類の写し（開業届（開業1年目）や確定申告書第一表の写し（開業2年目以降）等）
疾病・障害	☐	☐	・診断書（市指定様式）又は障害者手帳の写しなど
介護・看護	☐	☐	・介護・看護状況申告書 【次のうちどれか一つを追加で添付】 ・介護保険被保険者証※1の写し、障害者手帳の写し、診断書（市指定様式）
就学（就学内定）	☐	☐	・在学証明書又は学生証（就学予定の場合は合格通知等、就学予定であることがわかる書類）の写しをいずれか一点 ・時間割のわかる書類
妊娠・出産		☐	・母子健康手帳の表紙及び出産予定日が記載されたページの写し
求職活動・起業準備	☐	☐	・求職活動・起業準備についての状況申告書（誓約書）
その他	☐	☐	・保育・幼稚園課まで相談してください。

※1：保険者番号及び被保険者番号はマスキングしてください。

●状況に応じて必要な書類

状況	父	母	必要な書類
令和9年度4月～8月の入所希望で、 令和8年1月1日時点で市外に住民票のあった方	☐	☐	令和8年度課税証明書の写し ※時点当時に住民票のあった市区町村で取得してください。
令和9年度9月～3月の入所希望で、 令和9年1月1日時点で市外に住民票のあった方	☐	☐	令和9年度課税証明書の写し ※時点当時に住民票のあった市区町村で取得してください。
市外から転入を予定している方	☐		転入に関する同意書
	☐		売買・賃貸契約書等の写し
市内保育所等で就労する（又は就労内定している） 保育士・看護師等※1	☐		・職種に応じた資格証等の写し （・推薦書※1）
申請児童又は同居の家族が障害にかかる手帳の交付を受けている場合（施設等に入所しており、同居していない場合は除く）。	☐		療育手帳・障害者手帳の写し
同居の家族が要介護認定を受けている場合（施設等に入所しており、同居していない場合は除く）。	☐		介護保険被保険者証等の写し※2
次の条件が全て満たされている場合 ①市内在住又は入所希望日までに転入予定である ②保護者に保育を必要とする要件がある（就労・就学内定、求職活動及び育児休業中等を除く） ③申込み児童が認可外保育所等を、ひと月あたり64時間以上、有償で利用している ④申込み児童の認可外保育所等の利用期間が、申込み締切日から起算して30日以上ある	☐		保育証明書（市指定書式）
ひとり親世帯、その他これに準ずる世帯※3	☐	☐	次の書類のうちどれかひとつ ・戸籍謄本の写し ・児童扶養手当証書の写し ・福祉医療証の写し ・離婚届の受理証明書の写し
生活保護世帯	☐		生活保護受給証明書の写し
里親世帯	☐		次の書類のうちどれかひとつ ・里親名簿登録通知書の写し ・携帯型里親登録証の写し ・里親認定証の写し

※1：「保育士」には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条に規定される幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭及び施設長等を含みます。「看護師等」には、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理担当職員を含みます。なお、市外在住の保育士・看護師等が4月入所一次審査から申し込みを行う場合は、推薦書の添付が必要です。

※2：保険者番号及び被保険者番号はマスキングしてください。

※3：離婚調停中又は協議中の場合でも、裁判所や弁護士等の発行する書類など、ひとり親世帯に準ずる世帯であることを証明する書類をご提出いただくことで、ひとり親とみなして審査する場合があります。12ページも参照してください。

(14) 転園の申込みについて

転園とは、在籍している認可保育所等を退所し、新たに別の認可保育所等の利用を開始することを言います。現在の住民登録地や在園施設の所在地などで申込種別が異なりますので、下記の表をご覧ください。なお、郵送又は窓口（4月入所一次審査の場合は郵送のみ）にてお申し込みください。

住民 登録地	在園施設	転園希望先	必要な書類	申込み先等
鎌倉市	鎌倉市内の 認可保育所等	鎌倉市内の 認可保育所等	・ 転園申込書 ・ 児童調査票 ・ 保育の必要性を確認 する書類	鎌倉市保育・幼稚園課
鎌倉市	市外の 認可保育所等	鎌倉市内の 認可保育所等		
鎌倉市	鎌倉市内の 認可保育所等	市外の 認可保育所等	詳細は 13 ページを確認してください。	
鎌倉市外	市外の 認可保育所等	鎌倉市内の 認可保育所等	詳細は 14 ページを確認してください。	

【注意事項】

- ・受付期間は、新規入所申込みと同様です。
- ・入所審査・利用調整において、転園が内定した場合、在園していた園には別の方が内定します。転園の内定後に辞退することはできません。くれぐれもお気を付けください。

(15) 育児休業中の方の転園の扱いについて

育児休業中に新たに保育所を利用する場合は、入所後2か月以内に復職することを必須としていることから、転園についても、内定した場合は、入所後2か月以内に復職することを条件とします。ただし、次の場合については、やむを得ない事情として、復職の必要はありません。

- ① 2歳児クラスまでの地域型保育事業又は2歳児クラスまでの認可保育所を卒園し、3歳児クラスから転園する場合
- ② 市外からの転入により在籍している市外の施設への通園が困難となり、市内の認可保育所等を申し込まざるを得ない場合

(16) 申込内容等の変更について

変更がある場合や辞退をする場合は、必ず書類を提出してください。

お電話で承ることはできません。

●申込みの内容を変更する場合

希望施設や、きょうだい条件・育児休業の状況を変更したい場合、また、世帯状況等に変更がある場合は、各入所申込の締切日までに、「保育所等入所申込変更届」をご提出ください。

●保育要件を変更する場合

保育要件の変更がある場合、判明次第、速やかに「教育・保育給付認定変更申請書」及び各保育の要件に対応した書類をご提出ください。なお、申込時と入所内定時の状況が異なる等、審査の公平性を保てないと判断される場合は、「内定取消」や「退所」となることがあります。

●申込みを取下げたい場合

申込みの内容の取下げについては、速やかに「保育所等入所申込取下届（入所内定辞退届）」をご提出ください。提出されるまでは、継続して審査が行われます。

4 利用調整（入所審査）について

（１）利用調整の方法について

保育所等の入所にあたっては、利用調整基準表に基づき保育の必要性を指数化し、点数が高い方から入所となります。申請の先着順ではありません。

（２）利用調整の結果について

4月入所	内定	内定通知を、一次審査は1月下旬、二次審査は3月中旬に郵送します。 公立保育園に内定された方は、面接のお知らせを後日郵送します。 民間保育所等に内定された方は、内定となった旨を施設に連絡し、入所面接等、入所の準備を各施設とお進めください。 内定を辞退する場合は、通知に記載のある期日までに、<u>必ず保育・幼稚園課までご連絡の上、「保育所等申込取下届(入所内定辞退届)」をご提出ください。</u>
	保留	保留となったことのお知らせを、一次審査は1月下旬（予定）、二次審査は3月中旬（予定）に郵送します。これは結果のお知らせであり、正式な通知は、全ての審査が終わる3月中旬（予定）に郵送します。結果を受けて希望園の変更等を行う場合は、「保育所等入所申込変更届」を申込み締切日までにご提出ください。

5月入所以降	内定	入所月の前月10日頃にお電話にて内定連絡を行い、同月月末までに入所承諾通知を郵送します。 公立保育園に内定された場合は、保育・幼稚園課にて面接日程を調整します。 民間保育所等に内定された方は、内定となった旨を施設に連絡し、入所面接等、入所の準備を各施設とお進めください。 内定を辞退する場合は、<u>保育・幼稚園課まで速やかにご連絡の上、「保育所等申込取下届（入所内定辞退届）」を提出してください。</u>
	保留	保留通知を入所希望月の前月20日頃に郵送します。結果を受けて、希望園の変更等を行う場合は、「保育所等入所申込変更届」を各月の申込み締切日までにご提出ください。 なお、<u>保留通知は初月のみお送りします。</u>その他の月で保留していることの証明が必要な場合には、保育・幼稚園課へお電話等にてご依頼ください。

【注意事項】

- ・入所審査・利用調整において、転園が内定した場合、在園していた園には別の方が内定します。転園の内定後に辞退することはできません。くれぐれもお気を付けください。
- ・お電話等で結果を教えてほしいというお問い合わせにはお答え致しかねます。
- ・入所が保留となっている間に保育の必要性の事由が変更になった場合や、市外転出等により申込みを取り下げる場合は、必ず保育・幼稚園課までご連絡ください。

(3) 利用調整基準について

鎌倉市利用調整基準表（令和9年度から適用）

(1) 基本点数					点	
番号	保育要件	保護者の状況			点数	
				父	母	
1	就労 (内定者含む)	月160時間以上勤務の者			20	20
		月140時間以上、160時間未満勤務の者			19	19
		月120時間以上、140時間未満勤務の者			18	18
		月100時間以上、120時間未満勤務の者			17	17
		月80時間以上、100時間未満勤務の者			16	16
		月64時間以上、80時間未満勤務の者			15	15
		育児休業の延長を許容(調整点数は適用されない)			0	0
2	求職活動中	求職活動中の者			12	12
3	妊娠・出産	産前・産後の数箇月間保育の必要がある者				20
4	疾病・負傷・障害	入院	1箇月以上の入院		20	20
		自宅療養	常時病臥(一日の大半を病床で過ごす場合)		20	20
			慢性疾患等で医師から自宅での療養を指示されている		16	16
		心身障害	身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(A1、A2)、精神障害者保健福祉手帳(1～3級)の交付を受けている者		20	20
			身体障害者手帳(3・4級)、療育手帳(B1、B2)の交付を受けている者		18	18
		上記以外で心身に障害があり保育が困難な場合		16	16	
5	介護・看護	介護又は看護に要する時間を基に、就労の基準を準用			20～15	20～15
6	災害復旧	災害の復旧に要する時間を基に、就労の基準を準用			20～15	20～15
7	就学(予定者含む)	就学に要する時間を基に、就労の基準を準用			20～15	20～15
8	ひとり親世帯	ひとり親世帯その他これに準ずる世帯であり、保育を必要とする要件がある			40	40
9	その他	前各項に掲げるものの他、保育を必要とする者			20	20
(2) 調整点数					点	
番号	内 容				点数	
1	市内在住者又は入所希望日までに転入する世帯であり、ひとり親世帯その他これに準ずる世帯。				20	
2	すでに兄弟姉妹が、市内の認可保育所、認定こども園(保育枠)、地域型保育事業を利用している又は地域型保育事業を卒園し、連携施設である幼稚園・認定こども園(幼稚園枠)を、利用していること(する予定であることを)確認できた場合(転園申込みを除く)。				5	
3	兄弟姉妹同時に利用申請が出ている(2人以上)。				3	
4	申請児童が多胎児である。				3	
5	入所希望の年度の4月1日時点で、生計を一にする18歳未満の児童が3人以上の世帯。				2	
6	転園を希望している(申請児童が転園を希望している園に、兄弟姉妹が在園する園を含む場合又は市内転入により、市外の保育所等への通園が困難となる場合に限る)。				8	
7	入所後、産前産後休業・育児休業から復職予定である又は入所前に、産前産後休業・育児休業を取得し、既に復職し、現在も就労要件を満たしている場合(転園申込みを除く)。				8	
8	市内在住者又は入所希望日までに転入する世帯であり、保育を必要とする要件があり、申込み児童が、認可外保育施設やベビーシッター、一時預かり、幼稚園の長時間預かり等を月64時間以上、有償で常態的に利用している(就労内定(就学予定)中、求職活動中及び育児休業中等の利用は除く)。				2	
9	市内の認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・幼稚園・地域枠が存在する企業主導型保育事業で、保育士、幼稚園教諭又は看護師等として就労(内定)している場合(月120時間以上)。				20	
10	市内の認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・幼稚園・地域枠が存在する企業主導型保育事業で、保育士、幼稚園教諭又は看護師等として就労(内定)している場合(月64時間以上、120時間未満)。				15	
11	市内の認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・幼稚園・地域枠が存在する企業主導型保育事業で、栄養士、調理師又は保育補助者として就労(内定)している場合。				5	
12	保護者が単身赴任や長期入院など昼夜問わずに不在であることが確定している場合。				2	
13	申請児童又は同居の家族が障害にかかる手帳の交付を受けている場合(施設等に入所しており、同居していない場合は除く)。				4	
14	「介護・看護」要件の場合を除き、同居の家族が要介護認定を受けている場合(施設等に入所しており、同居していない場合は除く)。				4	
15	生活保護法による被保護世帯である。				2	
16	里親委託が行われている児童である。				5	
17	市外居住者である(入所希望日までに転入される方及び(2)-9,10,11の加算対象となる場合は除く)。				-30	
18	児童福祉の観点から、特に保育の実施が必要と判断される場合。				※30	
			年 月 審査から適用	(1)基本点数 +(2)調整点数 =合計		

鎌倉市利用調整基準表に関する案内

■ 点数の基準	
申込み締切日時点の状況が基準です。「申込み締切日時点の状況」とは、申込み締切日時点でご提出された書類の状況が、入所(希望)日まで維持されており、入所後もその状況が続く見込みがある場合です。 なお、育児休業中の方につきましては、入所後翌々月の1日までに復職することが申込みの前提となります。	
■ 点数の計算方法	
【父の基本点数＋母の基本点数】＋【調整点数】＝【利用調整点数】 希望順位(第1希望～)による判定をせず、各施設の希望者の中で、利用調整点数の高い者から選考します。 (例:第4希望であっても、第1希望の者より点数が高ければ第4希望の者を選考します。)	
■ 利用調整点数が並んだ場合は、以下の順に審査会にて判断します。	
(1) 市内居住者(入所希望日までに転入される方を含む) (2) 新規申請者 (3) 基本点数の合計が高い世帯 (4) ひとり親世帯その他これに準ずる世帯 (5) 希望施設順位の高い方 (6) 市民税所得割額の低い世帯(父母合算) (7) 育児休業の最長期間がより短い世帯 (8) 待機期間が長い世帯 ※同点時の調整項目で判断できない場合には、総合的に判断します。	

■ 基準点数の備考	
(1)	父母共に、該当する項目の中で最も高い点数を基本点数とし、父母の合計指数の上限を40点とします。 未婚・事実婚でも保育にかかわるパートナーがいる場合は、ひとり親世帯には該当しません。それぞれの保育の必要性を確認する書類の提出が必要です。
(1)-1	常勤や非常勤、夜間等の就労形態にかかわらず、月64時間以上就労していることを基本とし、その就労時間(残業は含まない)によって、区分します。 就労内定者についても、就労予定時間によって、区分します。 なお、申込書補助票にて、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい」を選択した場合、調整点数は適用されず、0点で審査をします。
(1)-9	(1)-1から(1)-8の項目に掲げるものの他、聞き取りや状況に応じて市が求める書類等で、保育を必要とする者と判断した場合、対象とします。

■ 調整点数の備考	
(2)-1	離婚予定など、ひとり親である状況を公文書等で証明できない場合や未婚・事実婚でも保育にかかわるパートナーと住んでいる場合は加点しません。
(2)-2	次の項目のどちらかひとつに当てはまる場合は加点の対象とします。なお、転園申込には加点しません。 ①入所希望月に、申請児童の兄弟姉妹が、鎌倉市内認可保育所等(2号・3号認定)に在園する場合 ②申込補助票の項目12のBにチェックがあり、申込児童の兄弟姉妹が地域型保育事業を卒園し、入所希望月に、連携施設である幼稚園・認定こども園(幼稚園枠)を利用していること(する予定であることを確認できた場合)。
(2)-4	(2)-3と同時に加点します。
(2)-7	(2)-6と同時に加点しません。
(2)-8	次の条件が全て満たされている場合のみ加点します。なお、「常態的に」とは、希望する保育所等に入所するまでを意味します。 ①市内在住者及び入所希望日までに転入される世帯である ②保護者に保育を必要とする要件がある(就労(就学)内定中、求職活動中及び育児休業中等の利用は除く) ③申込み児童が該当施設を、ひと月あたり64時間以上、有償で利用している ④申込み児童の該当施設の利用期間が、申込み締切日から起算して30日以上ある
(2)-9,10,11	(2)-9,10,11は同時に加点しません。「保育士」には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条に規定される幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭及び施設長等を含みます。「看護師等」には、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理担当職員を含みます。
(2)-13	申込時点から入所後も継続して不在であることが分かる場合のみ加点対象になります。
(2)-19	該当する条件はつぎのとおりです。 ・ブレップおおぞら保育園を卒園する児童が翌年度4月入所に認可保育所等への入所を希望する場合は30点とします。 ・児童福祉の観点から、特に保育の実施が必要と判断される場合は、所定の点数を加点します。

■ その他利用調整に係る備考	
・提出書類の不備不足があった場合は、申込み締切日時点で揃っている書類のみで利用調整を行います。なお、保育を必要とする事由を証する書類等が不足している場合は、基本点数は求職活動中として扱います。この場合、認定期間は3か月となります。	
・複数の施設を申し込んでいて、いずれかの施設に内定となった場合は、他の希望施設の利用調整は行いません。	
・内定を辞退した場合、もしくは申込を取下げた場合、申請は無効となります。辞退後及び取下げ後に、再度入所を希望する場合は、改めて申請が必要となります。	

■ 審査に必要な証明書類等について					
項目	必要証明書類名	項目	必要証明書類名	項目	必要証明書類名
(1)-1	就労証明書(法人化されていない自営業の場合は、スケジュール表及び開業届の写しもしくは確定申告書の写し(開業2年目以降は必須)等自営業を証明する書類も必要。)	(1)-6	災害の復旧についての証明書類(又は申立書)	(2)-9 (2)-10 (2)-11	保育士又は看護師等として市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所、幼稚園等で就労(内定)していることのわかる就労証明書及び資格証等の写し
		(1)-7	学生証(又は在籍証明書)の写し、時間割等の写し		
(1)-2	求職活動・起業準備についての状況申告書(誓約書)	(2)-1	離婚協議中・離婚調停中がわかる書類、戸籍謄本、児童扶養手当証書、福祉医療証、離婚届の受理証明書などのコピー		
(1)-3	母子健康手帳の写し(表紙、分娩予定日の分かる部分)	(2)-7	就労証明書(育児休業・産休に関する記載のあるもの)	(2)-12	就労証明書、診断書等の状況のわかる書類、単身赴任がわかる書類
(1)-4	診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し等			(2)-13	障害者手帳
(1)-5	介護・看護要件の場合は併せて「介護・看護状況申告書」	(2)-8	保育証明書(子育てのための施設等利用給付認定を受けている場合も含む)	(2)-14	介護保険証等の写し

5 入所審査のスケジュール等

(1) 令和9年度4月入所

令和9年4月の入所については、一次審査と二次審査に分けて受付を行います。

鎌倉市外にお住まいの方は二次審査から受け付けます。ただし、鎌倉市内に転入予定の方、鎌倉市内の認可保育所等で保育士として就労・就労内定（派遣を除く）している方に限っては、4月入所一次審査から申込みをすることができます（就労先にて推薦書の発行を依頼し、添付してください）。

令和9年度4月入所 一次審査	
受付方法	郵送又は電子申請 ※出生前申込み（25 ページ参照）・転園申込み（19 ページ参照）・鎌倉市外の施設の利用を希望する場合（13 ページ参照）は、 郵送のみ受け付けます 。電子申請はご利用いただけません。 ※鎌倉市外に住民票がある場合は、まずはお住まいの市区町村に申込方法を問い合わせてください（14 ページ参照）。
窓口受付について	一次審査の受付期間は、窓口は相談専用としています。 申込書類の持参はご遠慮ください。 なお、相談をご希望の方は時間に余裕をもってお越しください。
申込期限	令和8年（2026年）10月31日（土）（消印有効） ※余裕をもってお申し込みください。 ※締切日以降の消印で届いたものは二次審査から反映します。
郵送の宛先	<u>しおり最終頁の封筒をご利用ください。</u> ご自身で用意した封筒をご利用の場合は、次の宛先を記入してください。 〒248-8686※しおり最終頁の郵送用封筒と郵便番号が異なります。 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所こどもみらい部保育・幼稚園課 （封筒に「令和9年度4月入所申請」とご記入ください。）
不足書類の提出期限	令和8年（2026年）11月20日（金）（消印有効） ※提出期限以降に別途書類の提出をお願いすることがあります。 ※締切日を過ぎて届いたものは二次審査から適用します。
申込取下げの期限	令和8年（2026年）12月10日（木） ※取下げの場合はまず保育・幼稚園課へご連絡の後、所定の書式を提出してください。期限を過ぎた場合、利用調整に影響する可能性があります。より多くの方に内定を出せるよう、ご協力をお願いいたします。
審査結果	令和9年1月下旬頃（予定）、郵送により通知 ※結果について、お電話でのお答えは出来かねます。

令和9年度4月入所 二次審査	
受付方法	郵送、電子申請又は窓口 ※転園申込み（19 ページ参照）は郵送又は窓口のみ受け付けます。 ※鎌倉市外に住民票がある場合は、まずはお住まいの市区町村に申込方法を問い合わせてください（14 ページ参照）。 ※鎌倉市外の施設の利用を希望する場合（13 ページ参照）は郵送又は窓口で受け付けます。
注意点	一次審査で内定辞退をした場合は、「☐D 申込書補助票」設問1で、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の順位が下がってもよい」とする入所申込みは受け付けません。
受付期間	令和8年（2026年）11月2日（月） ～令和9年（2027年）2月10日（水）（消印有効） ※余裕をもってお申し込みください。 ※締切日を過ぎて届いたものは5月入所から反映します。
受付時間	窓口にて提出する場合は、9時～12時・13時～17時の間にお越しください。土曜日、日曜日及び祝日は受け付けできません。
郵送の宛先	<u>しおり最終頁の封筒をご利用ください。</u> ご自身で用意した封筒をご利用の場合は、次の宛先を記入してください。 〒248-8686※しおり最終頁の郵送用封筒と郵便番号が異なります。 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所こどもみらい部保育・幼稚園課 （「令和9年度4月入所申請」とご記入ください。）
審査結果	令和9年3月中旬頃（予定）、郵送により通知 ※結果について、お電話でのお答えは出来かねます。

※一次審査で保留となった方は、取り下げない限り、自動的に二次審査・5月入所審査以降も審査対象となります。

※二次審査の受入枠の公開は、一次審査の結果発送後を予定しております。

(2) 出生前申込について（4月入所一次審査のみ）

令和9年（2027年）2月3日（水）までに出産予定の方で、4月に受入可能な月齢の施設を申し込む場合に限り、4月入所一次審査にて出生前の申込みを受付けます。申込方法は郵送のみです。電子申請は受け付けられないのでご注意ください。

なお、受入可能月齢は保育所等により異なります。申込み児童の月齢が希望施設の受入月齢に満たない場合、受入月齢を満たした月から入所審査を行いますので、ご注意ください。

●出生前申込の流れ

申込み	
4月入所一次審査の申込期間中に、必要書類（<u>B</u>児童調査票を除く）を全て揃え、お子さまの名前・性別・生年月日のみ空欄にして、申込んでください。 なお、出生予定日が令和9年（2027年）2月3日以前であることが確認できるよう、<u>母子健康手帳の表紙と出産（分娩）予定日が記載されたページの写しを添付</u>してください。	
利用調整	
4月入所の一次審査では、出生前のお子さまも含めて審査を行います。	
出生後の手続き	
令和9年（2027年）2月3日までに出生	令和9年（2027年）2月3日以降に出生
出生後、<u>令和9年（2027年）2月10日（水）までに、鎌倉市役所本庁舎1階保育・幼稚園課（31番窓口）にて手続きを行ってください。</u> 「教育・保育給付認定申請書（兼）入所申込書（2号・3号用）」に氏名、生年月日等を追記したもの及び「児童調査票」の提出が必要です。 <u>※手続きがされない場合、結果や保育料の通知を送付できません。必ず手続きを行ってください。</u>	出生後速やかに、<u>鎌倉市役所本庁舎1階保育・幼稚園課（31番窓口）にて、所定の手続きを行ってください。</u> 4月入所審査の対象ではなく、<u>5月入所以降（入所希望施設の受入月齢を満たす月から）の入所審査の対象となります。</u> 5月以降、入所内定が決まり次第、連絡をいたします。
結果通知	
手続きが確認でき次第、入所内定の方には「内定通知」をお送りします。	
入所内定の場合	入所保留の場合
入所準備へ	保留のお知らせが届き、次回の審査対象となります。 内定次第ご連絡いたします。

(3) 令和9年度5月以降の入所をご希望の方

入所を希望する月によって、申込み締切日が異なります（原則、入所希望月の前月1日）。

令和9年（2027年）5月以降の入所				
受付方法	郵送、電子申請又は窓口 ※転園申込み（19ページ参照）は郵送又は窓口のみ受け付けます。 ※鎌倉市外に住民票がある場合はお住まいの市区町村に問合せください（14ページ参照）。 ※鎌倉市外の施設の利用を希望する場合（13ページ参照）は郵送又は窓口で受け付けます。			
受付時間（窓口）	月曜～金曜（祝日を除く）の9～12時、13時～17時にお越しください。			
受付窓口	鎌倉市役所本庁舎1階保育・幼稚園課（31番窓口）			
郵送の宛先	<u>このしおりの最終ページに掲載している封筒をご利用ください。</u> ご自身で用意した封筒をご利用の場合は、次の宛先を記入してください。 〒248-8686※しおり最終ページの郵送用封筒と郵便番号が異なります。 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所こどもみらい部保育・幼稚園課 （封筒に「令和9年度例月入所申請」とご記入ください。）			
申込み締切日	余裕をもってお申込みください。郵送の場合 <u>必着</u> です。 締切日を過ぎて提出されたものは次回の審査分から反映します。			
	入所希望月	申込締切日	入所希望月	申込締切日
	令和9年4月	別途受付 （23ページ参照）	令和9年10月	令和9年（2027年） 9月1日（水）
	令和9年5月	令和9年（2027年） 4月1日（木）	令和9年11月	令和9年（2027年） 10月1日（金）
	令和9年6月	令和9年（2027年） 5月6日（木）	令和9年12月	令和9年（2027年） 11月1日（月）
	令和9年7月	令和9年（2027年） 6月1日（火）	令和10年1月	令和9年（2027年） 12月1日（水）
	令和9年8月	令和9年（2027年） 7月1日（木）	令和10年2月	令和10年（2028年） 1月4日（火）
	令和9年9月	令和9年（2027年） 8月2日（月）	令和10年3月	令和10年（2028年） 2月1日（火）
審査結果	入所希望月の前月の20日頃に郵送で通知します。 （申込み締切日に応じて、変動することがあります。） なお、内定した場合は、通知書の送付に先立ち電話で連絡します。			

6 入所決定後について

(1) ならし保育について

保育所等の入所後、お子さまが保育所等の生活に慣れるまで、短い保育時間から始めて徐々に通常の保育時間にしていく、いわゆる「ならし保育」を2週間程度行っています。

なお、ならし保育は、園やお子さまの年齢、状況等によって異なるため、2週間以上になる場合もあります。また、転園の場合も「ならし保育」は必要です。

「ならし保育」期間中はお迎えの時間が早くなります。詳しくは各園にご確認ください。

(2) 入所決定後に提出する書類について

保育の要件に応じて、入所後、以下の書類を各園又は保育・幼稚園課までご提出ください。

保育要件が変更（求職活動要件から就労になる等）になる場合は、保育の要件に応じた書類と「教育・保育給付認定変更申請書」をご提出ください。

保護者の状況	必要な書類	提出期限
就労	なし※	-
育児休業から 復職した場合	就労証明書 (復職日が記載されたもの)	復職した月の末日まで
就労内定	就労証明書	就労開始後1か月以内
求職活動	【就労先が決まるまで】 求職活動実績報告書	就労先が決まるまでの間、毎月、翌月 10日まで
	【就労先決定後】 教育・保育給付認定変更申請書 就労証明書	認定終了日の2週間前まで ※就労は入所後3か月以内に開始し てください。
疾病・障害	なし※	-
妊娠・出産	なし※	-
就学	なし※	-
就学内定	在学証明書又は学生証の写し 時間割のわかる書類	入学後2か月以内
介護・看護	なし※	-

※必要な書類が「なし」となっている場合、申込み時から変更がなければ書類提出は不要です。

ただし、就労先や就労時間の変更等がある場合は、改めて書類をご提出ください。

（３）内定の取消等について

次の項目に該当すると判断したときは「内定取消」や「退所」となることがあります。

●審査の公平性を保てないとき

入所審査は、原則、基準日時点（申請締切日時点）の状況とそれを証明する書類に基づいて行いますが、入所希望月時点の状況と差異があれば、それに応じた基本点数などの配点を行います。申込後に、「転職して就労時間が短くなる」「退職して求職活動や開業準備を行う」「就労時間を変更する」「転入予定だったが転入しなくなった」「市外に転出することになった」「パートナーがいるが申告していない」など、家庭状況の変化があっても関わらず、保育・幼稚園課までお申し出がなかった場合は、審査の公平性が保てないと判断することがあります。

入所決定後についても、入所の利用調整の公平性を保つため、入所申請時の状況を、**原則６か月間維持**していただきますようお願いします。就労先の倒産等のやむを得ない事情で要件に変更が生じる場合は、速やかに保育・幼稚園課までその旨を申し出てください。

●安全にお子さんをお預かりすることができないと判断されたとき

アレルギーや認可保育所等で対応が必要な疾病、服薬、医療対応などが必要であるにも関わらず、事前に保育園の見学や申請書に正確な症状などを記載いただけない場合、安全に保育できる体制が整わないと判断することがあります。

内定後、入所までの期間にアレルギーの重症化、エピペン使用の開始、服薬種類の増加など、お子さんの成長、発達で変化がありましたら、速やかに保育・幼稚園課までその旨を申し出てください。

（４）入所の辞退について

入所内定後辞退をする場合は、速やかに保育・幼稚園課までご連絡の上「保育所等申込取下届（入所内定辞退届）」を提出してください。

辞退（申込の取り下げ）後、再度入所申込みをする場合は必要書類全てを揃えて改めて申込みが必要になります。

7 保育所等に入所後の手続きについて

(1) 在園児童の保育の要件が変わる場合

保育の要件や保育必要量の認定区分が変わる場合は、保育・幼稚園課までお問い合わせのうえで、速やかに「教育・保育認定変更申請書」と保育の要件を証明する書類（17 ページ参照）を入所施設又は保育・幼稚園課までご提出ください。

【注意事項】

- ・ 保育の必要量（保育標準時間及び保育短時間）に変更がある場合、保育料や延長保育となる時間も変動します。速やかに手続きを行ってください。

(2) 上の児童が保育所等に在園していて、産前産後休業や育児休業を取得する場合

既に上の児童が保育所等に在園しているときに、下の子の妊娠・出産に伴い産前産後休業や育児休業を取得する際でも、育児休業を取得している期間は保育所等を利用することが可能です。

保育要件が「妊娠・出産」「育児休業」となることから、支給認定の変更手続きを行ってください。産前産後休業期間中の認定区分は保育標準時間となりますが、育児休業期間中は、認定区分が保育短時間に変更になります。

必要書類及び手続きについては以下の通りです。

産前産後休業を取得する	「教育・保育給付認定変更申請書」と、母子健康手帳の表紙の保護者名がわかるページ及び分娩予定日のわかるページのコピーを、入所施設又は保育・幼稚園課までご提出ください。 認定の期間は、分娩予定日の6週（多胎妊娠の場合にあっては14週）間前の属する月の1日から出産日の8週間後の属する月の末日までです。
育児休業を取得する	出産後、育児休業期間が記載された「就労証明書」及び「教育・保育認定変更申請書」を、入所施設又は保育・幼稚園課までご提出ください。 認定の期間は、産後休暇の末日の属する月の翌月1日からです。

(3) 上の児童が保育所等に在園していて、下の児童の保育所等の入所が決定した場合

育児休業を取得されていることを理由として既に保育所等に在園している上の児童がいる場合、下の児童が入所した月の翌々月1日（休日の場合は翌平日）までに復職することが必要です。それに伴い、上の児童についても、保育の要件を変更する手続きが必要となります。

なお、教育・保育給付認定は毎月1日から変更となります。入所が決まり次第速やかに、「教育・保育給付認定変更申請書」を入所施設又は保育・幼稚園課までご提出ください。

【例】令和9年6月から下の児童が保育所等に入所内定となった場合。

この場合、上の児童は令和9年6月から「就労」要件に変更になります。5月末日までに「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。

(4) 現況確認について

年に一度、全ての保護者の保育要件が継続しているかを確認するため、子ども・子育て支援法に基づく「現況確認」を実施します。詳細は在園施設を通じてご案内いたします。

(5) 退所について

転居や転園により、在園施設を退所する場合は、速やかに「保育所等退所願書」を提出してください。提出先は、在園施設又は保育・幼稚園課です。

市外に転出し、鎌倉市の保育所等を引き続き利用する場合も、鎌倉市民としての利用は終了となることから「保育所等退所願書」を提出していただく必要があります。転出先の自治体の担当課にて継続利用の手続きを実施してください。

なお、保育所等を退所する日程は月の末日のみとなります。月の途中で退所とすることはできませんので、ご注意ください（保育料等も末日分までかかります）。

8 保育料等について

3歳児から5歳児クラスの子ども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスの子どもを対象に幼児教育・保育の無償化を実施しています。認可外保育施設等に通っている場合も、保育の必要性があり、子育てのための施設等利用給付認定（新2号・新3号認定）を受けている場合は、利用料の一部が無償化の対象となります。

このしおりに掲載している幼児教育・保育の無償化の金額は、令和8年（2026年）10月以降のものです。令和8年（2026年）9月までの金額とは異なりますのでご注意ください。

（1）市民税非課税世帯の場合

クラス	利用施設	保育の必要性	認定区分	保育料
0～2歳	認可保育所等	あり	3号認定	無償
0～2歳 満3歳	認可外保育施設	あり	新3号認定	一部無償 （45,700円／月を限度に市から償還）
		なし	該当なし	無償化対象外
	施設型給付 幼稚園	あり	1号認定 新3号認定	教育時間は無償。預かり保育は一部無償 （17,700円／月を限度に市から償還）
		なし	1号認定	教育時間のみ無償
	私学助成 幼稚園	あり	新1号認定 新3号認定	教育時間・預かり保育ともに一部無償 （教育時間は28,000円／月、預かり保育は17,700円／月を限度※に市から償還）
		なし	新1号認定	教育時間は一部無償 （28,000円／月を限度に市から償還）
3～5歳	認可保育所等	あり	2号認定	無償
	認可外保育施設	あり	新2号認定	一部無償 （40,300円／月を限度に市から償還）
		なし	該当なし	無償化対象外
	施設型給付 幼稚園	あり	1号認定 新2号認定	教育時間は無償。預かり保育は一部無償 （12,300円／月を限度※に市から償還）
		なし	1号認定	教育時間のみ無償
	私学助成 幼稚園	あり	新1号認定 新2号認定	教育時間・預かり保育ともに一部無償 （教育時間は28,000円／月、預かり保育は12,300円／月を限度※に市から償還）
		なし	新1号認定	教育時間は一部無償 （28,000円／月を限度に市から償還）

※「日額単価（490円）×利用日数」が無償化上限額となります。

●新1号～新3号認定については、別途、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

●施設等利用給付認定を受けていない満3歳以上の児童を対象とした多様な集団活動事業の利用支援補助金制度があります。詳細はこどもみらい課へお問い合わせください。

(2) 市民税課税世帯の場合

クラス	利用施設	保育の 必要性	認定区分	保育料
0～2歳	認可保育所等	あり	3号認定	0円～79,700円 保育所等保育料（利用料）月額表による
0～2歳 満3歳	認可外保育施設	あり	該当なし	無償化対象外
		なし		
	施設型給付 幼稚園	あり	1号認定	教育時間のみ無償
		なし		
	私学助成幼稚園	あり	新1号認定	教育時間のみ一部無償 （28,000円／月を限度に市から償還）
		なし		
3～5歳	認可保育所等	あり	2号認定	無償
	認可外保育施設	あり	新2号認定	一部無償 （40,300円／月を限度に市から償還）
		なし	該当なし	無償化対象外
	施設型給付 幼稚園	あり	1号認定 新2号認定	教育時間は無償。預かり保育は一部無償 （12,300円／月を限度に市から償還）
		なし	1号認定	教育時間は無償
	私学助成幼稚園	あり	新1号認定 新2号認定	教育時間・預かり保育ともに一部無償 （教育時間は28,000円／月、預かり保 育は12,300円／月を限度に市から償還）
		なし	新1号認定	教育時間は一部無償 （28,000円／月を限度に市から償還）

※「日額単価（490円）×利用日数」が無償化上限額となります。

●新1号～新3号認定については、別途、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

●施設等利用給付認定を受けていない満3歳以上の児童を対象とした多様な集団活動事業の利用支援補助金制度があります。詳細はこどもみらい課へお問い合わせください。

【コラム】施設等利用給付認定（新1号・新2号・新3号認定）について

施設等利用給付認定（新1号・新2号・新3号認定）は、私学助成幼稚園や認可外保育施設、幼稚園の預かり保育等のサービスを利用する児童を対象とした認定です。

教育・保育給付認定とは異なる制度ですので、施設等利用給付認定を受けたい場合は、別途「給付認定申請書」を提出いただく必要があります（遡及して認定することはできません）。

詳細は鎌倉市のホームページ（49ページに二次元コードがあります）をご確認ください。

新1号認定：私学助成幼稚園を利用する児童

新2号認定：保育の必要性のある3歳児～5歳児クラスの児童

新3号認定：保育の必要性があり、かつ非課税世帯の0～2歳（満3歳児）クラスの児童

(3) 保育料の多子軽減について

令和8年9月分の保育料から、市独自の制度として、住民票上の世帯にいる同一生計の最も年齢の高い子どもを第1子としてカウントし、認可保育所等※を利用している第2子以降の児童の保育料を無償化しています。

※保育所、認定こども園（保育枠）、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業を指します。

●多子軽減に必要な手続きについて

別居している同一生計の第1子がいる場合などについては、お申し出がない場合、鎌倉市では把握できないことがあるため、多子軽減の適用がされていないことがあります。適用状況等については保育・幼稚園課までお問い合わせください。

(4) 保育料等の算定及び納付について

全ての保護者の市区町村民税所得割額※を合算し、その額に基づいて算定を行います。

4月～8月分…前年度の市区町村民税所得割額で算定し、3月頃に郵便にてお知らせします。

9月～3月分…当年度の市区町村民税所得割額で算定し、8月頃に郵便にてお知らせします。

ご自身の住民税所得割額は、住民税額の通知書や課税証明書によりご確認ください。不明な場合は、住民税所管課（鎌倉市の場合は市民税課）へお問い合わせください。

※配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・市町村等に対する寄附金控除・住宅特定改修特別税額控除・認定長期優良住宅新築等特別税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・税額調整を考慮しません。

●他市町村や国外から鎌倉市に転入する（した）方

保育料の算定に用いる市区町村民税所得割額は、4月～8月分は前年の1月1日時点、9～3月分は当年の1月1日時点で居住していた市区町村が決定しています。市で課税状況が把握できない場合、必要に応じて課税証明書の提出を求めていますので、必ず提出してください。

国外に居住していた方は、算定期間に応じた収入の証明をしていただきます。詳しくは保育・幼稚園課までお問い合わせください。

●保育料の納付方法

利用する施設によって異なります。

認可保育所を利用する場合

金額は鎌倉市が決定します。公立、私立保育所を問わず、鎌倉市にお支払いいただきます。

毎月末日（12月は25日を末日とし、末日が土日祝日の場合は翌平日）までに納付してください。詳細については入所決定後、保育料の決定通知とともにお知らせします。

鎌倉市では、口座振替による納付を推奨しています。

延滞金及び滞納処分について

納期限までに保育料（利用料）を納めないと、地方自治法第231条の3第1項、第2項及び鎌倉市債権管理条例に基づき督促状が発送され、延滞金が徴収されます。督促状の指定期限までに完納されない場合は、財産の差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。

認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業を利用する場合

金額は鎌倉市が決定しますが、保育料は入所されている施設へ直接お支払いいただきます。各施設からのご案内をお待ちください。

(5) 給食費について

主食費（ごはん・パン等の費用）と副食費（おかず・おやつにかかる費用）の合計額を給食費と言います。

費用は施設ごとに異なりますので、詳細は各保育所等にご確認下さい。

●0歳児～2歳児クラスの児童

給食費は月額保育料に含まれます。

●3歳児～5歳児クラスの児童

保育料は無償となりますが、給食費が別に徴収されます。

公立保育園の場合は鎌倉市が、それ以外の場合は各施設が直接徴収を行います。

(6) 副食費の免除について

3歳児クラスから5歳児クラスに在園している児童の給食費のうち、副食費（おかず・おやつ等にかかる費用）は、以下のいずれかに該当する場合に免除となります。

主食費の免除制度はありません。

●年収360万円未満相当世帯の児童

認定区分	副食費免除の対象
2号認定	【ひとり親世帯等 ^{※1} の場合】 市民税所得割額合算が77,101円未満 ^{※2} 【それ以外の場合】 市民税所得割額が57,700円未満 ^{※2}
1号認定	市民税所得割額合算77,101円未満 ^{※2}

※1：ひとり親世帯並びに身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童及び障害基礎年金等の受給者を有する世帯（いずれの場合も在宅の場合に限る）

※2：配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・市町村等に対する寄附金控除・住宅特定改修特別税額控除・認定長期優良住宅新築等特別税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・税額調整を考慮しません。

●所得階層に関わらず、第3子以降の児童

保育料の多子軽減の考え方と異なりますのでご注意下さい。

認定区分	多子軽減の対象となる児童
2号認定	就学前のきょうだい [※] を上から順に数えた場合の第3子以降の児童
1号認定	小学校3年生までのきょうだい [※] を上から順に数えた場合の第3子以降の児童

※認可保育所等又は幼稚園を利用している児童を指します。

(7) 保育料等の変更について

次の場合、保育料等が変更、還付又は追加で徴収される場合があります。

該当する場合、速やかに保育・幼稚園課までご連絡ください。なお、これ以外にも、入所申請又は現況調査時の内容から変更があった等の理由により保育料が変更になる場合があります。

- ①市民税額が変更された
- ②世帯の状況に変更があった（結婚、離婚、祖父母との同所又は別居など）
- ③就労状況等の変更により保育の必要時間が変更になる（標準時間認定⇄短時間認定に変更）

(8) 保育料等の注意点

●保育料等が算定できない場合

所得割額が不明、又は世帯の状況に疑義がある等で保育料等を算定できないときは、世帯や収入の状況に関わらず、保育料（利用料）月額表における 19 階層（市民税所得割額 515,000 円以上の世帯。37 ページ参照）の世帯として仮算定します。

実際の所得状況が少なかった場合でも、住民税に関する申告の後、保育・幼稚園課にその旨のお届出をいただくまでは仮算定となりますので、0～2 歳児クラスの児童の保育料は 19 階層の金額を徴収し、3～5 歳児クラスの児童は副食費免除対象外の児童として扱います。

なお、育児休業を取得している等で収入がない場合でも、住民税に関する申告が必要になることがありますのでご注意下さい。詳細は住民税の所管課（鎌倉市の場合は市民税課）で確認してください。

●保育所等をお休みした場合

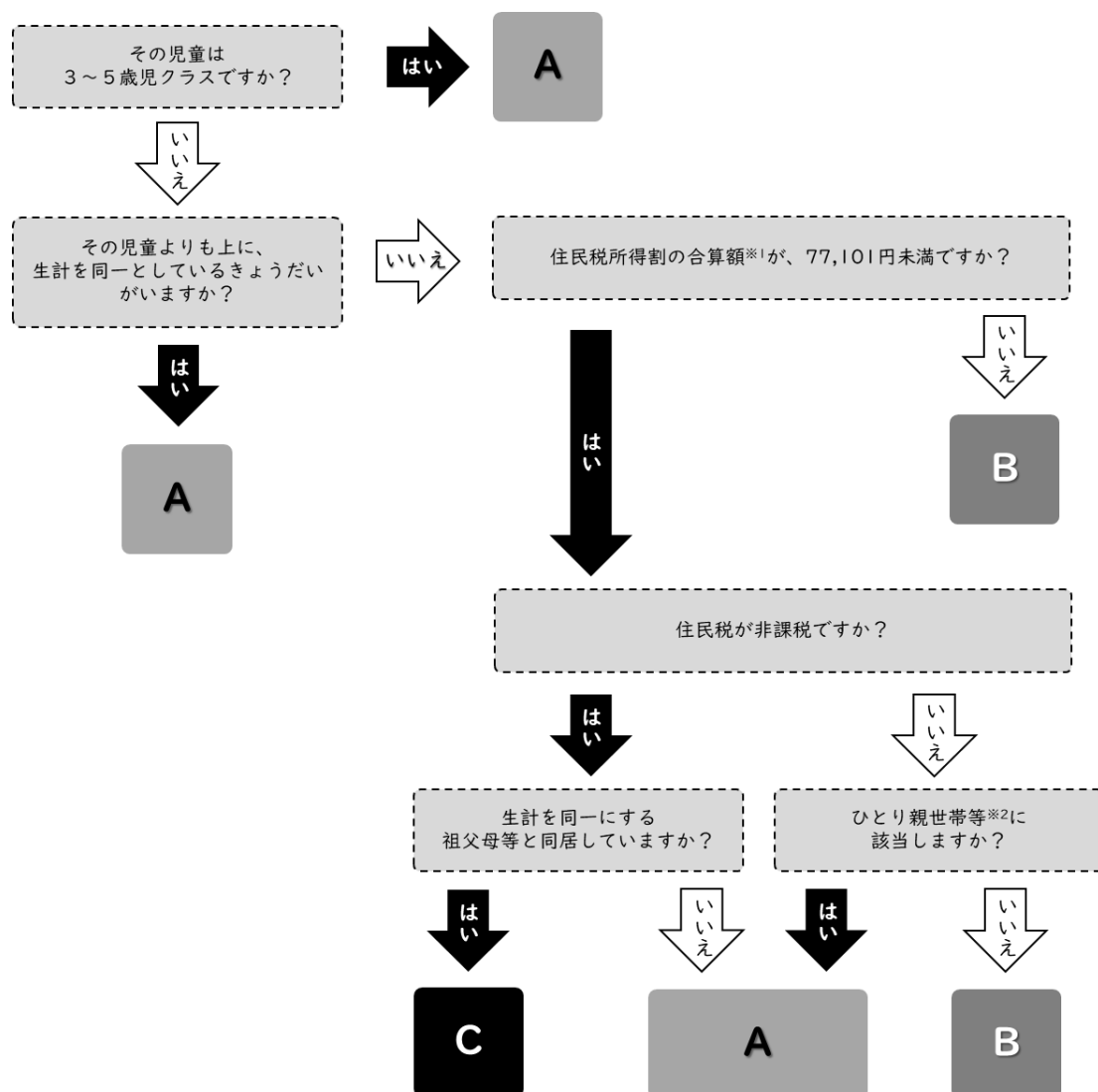
実際の当園日数や登園時間に関わらず、定められた保育料（月額）をお支払いいただきます。慣らし保育期間や、体調不良、里帰り出産、入院等により園をお休みした場合も同様となります。あらかじめご了承ください。

●同居の祖父母がいる場合

同居の祖父母がいて、かつ支給認定保護者の住民税が非課税の場合は、同居している祖父母のうち最も収入の高い方を家計の主宰者として見なし、該当する同居の祖父母等の租税資料に基づき算定することがあります（課税証明書の提出を求めています）。

ご家庭の状況と保育料の算定方法が異なる場合は、「保育料算定に係る申告書（多子軽減を除く）」をご提出ください。書式は市ホームページからダウンロードいただけます。

●保育料算定チャート



A	保育料は無償です。 ※3
B	市民税所得割額に応じた保育料をお支払いください。 ※3
C	保育・幼稚園課にその旨を申告のうえ、祖父母等のうち、市民税所得割額が高い方の階層に応じた保育料をお支払いください。

※1：配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・市町村等に対する寄附金控除・住宅特定改修特別税額控除・認定長期優良住宅新築等特別税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・税額調整は考慮しません。

※2：ひとり親世帯並びに身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童及び障害基礎年金等の受給者を有する世帯をいいます（いずれの場合も在宅の場合に限ります）。

※3：ご家庭の状況と保育料が異なる場合は保育・幼稚園課にお問い合わせください。特に多子軽減については、鎌倉市でご家庭の状況を把握できていないことがあります。

(9) 令和9年度保育所等保育料（利用料）月額表

令和9年度 鎌倉市保育所等保育料（利用料）月額表

対象年齢		0歳児～2歳児クラス		3歳児～5歳児クラス	
認定区分		3号認定児童、2号認定児童		2号認定児童	1号認定児童
利用施設		保育所等・ 認定こども園の保育部分		保育所等・ 認定こども園 (保育部分)	幼稚園・ 認定こども園 (幼稚園部分)
保育必要量		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間	教育標準時間
国階層	市階層	定義		月額（単位：円）	
1	1	被保護世帯		0	0
2	2	市民税非課税世帯		0	0
3	3	市民税均等割のみの世帯		6,700	6,600
	4	市民税所得割 48,600円未満		9,000	8,900
4	5	市民税所得割 48,600円～64,800円未満		12,700	12,500
	6	市民税所得割 64,800円～80,900円未満		17,200	16,900
	7	市民税所得割 80,900円～97,000円未満		21,600	21,200
5	8	市民税所得割 97,000円～121,000円未満		26,600	26,100
	9	市民税所得割 121,000円～154,000円未満		33,700	33,100
	10	市民税所得割 154,000円～169,000円未満		40,600	39,900
6	11	市民税所得割 169,000円～213,000円未満		45,100	44,300
	12	市民税所得割 213,000円～257,000円未満		49,500	48,700
	13	市民税所得割 257,000円～301,000円未満		52,800	51,900
7	14	市民税所得割 301,000円～333,000円未満		54,700	53,800
	15	市民税所得割 333,000円～365,000円未満		56,800	55,800
	16	市民税所得割 365,000円～397,000円未満		59,000	58,000
8	17	市民税所得割 397,000円～456,000円未満		65,900	64,800
	18	市民税所得割 456,000円～515,000円未満		72,800	71,600
	19	市民税所得割 515,000円以上		79,700	78,300

0

多子軽減に
関する市HPは
こちら→



- この表は、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、幼稚園（施設型給付園）のいずれかを利用し、市内に住所を有する児童の保育料を定めるものです。家庭的保育事業については上記表の額に10分の7を乗じた金額（100円未満切捨て）となります。
- 0歳児～2歳児クラスの給食費は保育料に含まれます。延長保育料は別途お支払いいただきます。
3歳児～5歳児クラスの保育料は無償（0円）ですが、給食費や延長保育料は別途お支払いいただきます。
また、利用施設によっては保育料以外の費用が掛かります（制服代等）。詳細は各利用施設にお問い合わせください。
- 市民税所得割額の合計額が77,101円未満のひとり親世帯・同居の障がい者がいることが確認できる世帯の保育料は無償です。該当する場合、市で確認を行うために提出が必要な書類があります。詳細は保育・幼稚園課へお問い合わせください。
- **令和8年9月分以降、同一生計の最も年齢の高い子どもを第1子としてカウントし、認可保育所等を利用している第2子以降の保育料は無償です。第1子の住民票が別の場合等、市で確認ができない場合は市へのお申し出が必要です。**
- 保育料が無償の場合でも副食費の免除等の判定のため、保育料算定に係る租税資料（課税証明書等）の提出が必要です。
- この表の対象年齢とは、保育の実施の日の属する年度の4月1日における年齢のことを言います。なお、1号認定に関してのみ、満3歳に達した児童は3歳児として保育料の算定を行います。
- 4月分～8月分は前年度の市民税所得割額の合計額、9月分～翌年3月分は当年度の市民税所得割額の合計額を基に算定します。算定にあたっては、配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・市町村等に対する寄附金控除・住宅特定改修特別税額控除・認定長期優良住宅新築等特別税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・税額調整は考慮しません。ご自身の市民税所得割額については、市民税額の通知書や課税証明書をご確認ください。

9 その他の保育サービスについて

(1) 一時預かり事業

保護者の仕事や病気、出産、リフレッシュなどで、一時的に保育が必要な場合に保育園を利用できます。利用できる日や時間、利用料金、給食費については園ごとに異なります。

一時預かり事業を実施している施設は市ホームページ(49 ページに二次元コードを掲載しています)をご確認の上、制度に関する詳細は直接施設にお問い合わせください。

(2) こども誰でも通園制度

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、保護者の就労要件を問わず、柔軟に保育園等を利用できる制度です。

対象は利用時点で生後6か月から満3歳児未満の、認可保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業所・企業主導型保育施設に在籍していない児童で、1か月あたり10時間を限度として利用することができます。利用料金は1時間あたり300円(令和8年度。令和9年度については異なる場合があります)で、施設によってはおやつ代等が別途必要になります。

事前に利用登録や利用を希望する施設との面談が必要です。

詳細は市ホームページをご確認下さい(49 ページに二次元コードを掲載しています)。

(3) 病児・病後児保育事業

【病児保育】

子どもが病気の「回復期に至らない場合」であり、当面の症状の急変が認められない場合に子どもを専用スペースで一時的に保育する事業です。

【病後児保育】

子どもが病気回復期にあるが、家庭での看護が困難であり、かつ集団生活(通園、通学)が困難な場合に子どもを専用スペースで一時的に保育する事業です。

下記施設は、病児・病後児どちらのお子さまもお預かりしています。

お申込み方法、空き状況、保育料等の詳細については、施設へ直接お問い合わせください。

なお、いずれの施設も土日祝日は保育を実施していませんので、ご注意ください。

施設名	所在地	電話	開設時間	保育年齢
かまくらファミリークリニック 病児保育トコトコ	由比ガ浜 2-6-20-202	0467-38-9009	病児・病後児 8時30分～18時	6か月 ～12歳
Naste 大船	大船 1-7-28 STK ビル 502	0467-73-8441	病児 8時30分～18時 病後児 7時30分～18時	

(4) 休日保育事業

教育・保育給付認定の2号又は3号の認定を受けており、保護者の仕事等（就労・就学・職業訓練など）の都合で日曜日や祝日に保育が必要となる方は、「休日保育」をご利用いただけます。

なお、利用には事前登録が必要です。

詳細は施設へ直接お問い合わせください。

施設名	所在地	電話	開設時間	保育年齢
山崎保育園	山崎 1148	0467-45-6440	8時～18時	離乳食完了後の 0歳児～5歳児

(5) 年末保育事業

既に保育所等を利用している児童について、保護者等の就労により家庭保育ができず、かつ祖父母等の親族（同居以外も含む）や知人の協力が得られない状況の場合、12月29日～30日にかけて年末保育を実施しています。

利用には予約が必要です。

実施施設等の詳細は、在園している施設を通じてご案内いたします。

10 よくある質問

(1) 相談全般について

Q 1	入所について相談したいです。 窓口に行こうと思いますが、予約は必要ですか？
A 1	ご相談は、本庁舎の窓口でのみ承っています。 窓口までお越しいただく場合、予約は必要ありません。窓口にて直接お申し出下さい。混み合う可能性もありますので、お時間に余裕をもってお越しください。 なお、可能な限り、9時～12時・13時～17時の間にお越しいただきますようお願い申し上げます（特に8時30分から9時、12時から13時の間はそれ以外の時間帯よりも少ない職員で対応しているため、お時間を頂く可能性があります）。

Q 2	支所の窓口で相談はできますか？
A 2	ご相談は、本庁舎の窓口でのみ承っています。 本庁舎までお越しいただけない場合は、電話、メール、オンライン相談（予約制）をご利用ください。

Q 3	保育園の入所について相談したいです。 窓口に行くのは大変ですが、どうしたらいいですか？
A 3	電話、メール、オンライン相談（予約制）がご利用いただけます。 【電話の場合】 開庁日に 0467-61-3894 へおかけください。 【メールの場合】 kodomo@city.kamakura.kanagawa.jp までお送りください。 なお、返信にお時間をいただく場合があります。 【オンライン相談の場合】 LINE ビデオ通話による予約制のオンライン相談を承っています。 e-kanagawa 電子申請からご予約下さい。



Q 4	開庁日、開庁時間はいつですか？
A	平日の8時30分から17時までです。 なお、可能な限り、9時～12時、13時～17時の間にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます（特に8時30分から9時、12時から13時の間はそれ以外の時間帯よりも少ない職員で対応しているため、お時間を頂く可能性があります）。 ※土曜日、日曜日及び祝日の窓口対応は致しかねます。 ※12月29日から1月3日は閉庁日ですのでご注意ください。

(2) 保育所等の制度や選び方について

Q 1	子どもに同世代の友達をつくってあげたいので、保育所等に入れてあげたいのですが？
A 1	保育を必要とする要件（6 ページ参照）がない場合はご利用頂けません。 子育て支援センター、幼稚園、認定こども園の教育部分（幼稚園部分）等の施設や、こども誰でも通園制度の利用をご検討ください。

Q 2	保育園、幼稚園、小規模などの区分がよく分かりません。どう違うのですか？
A 2	以下のうち、①から③までを「保育所等」とし、入所にあたっては鎌倉市にお申し込みをいただきます。④から⑥までは、入所にあたっては施設に直接お申し込みいただきます。 なお、クラス編成や受入れ状況は施設によって異なります。 ①保育所 保護者の方が就労している等の理由で保育ができない間、子どもを預けることのできる施設です。0歳児から5歳児クラスまであります（クラス編成や受入れ状況は施設によって異なります）。入所を希望する場合は鎌倉市にお申し込みいただきます。 ②認定こども園（保育枠） 保育所と幼稚園の機能を併せ持った施設です。保育枠の子どもの入所は鎌倉市にお申し込みいただきますが、幼稚園枠の子どもの入所は施設にお申し込みいただきます。 ③地域型保育事業 「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「事業所内保育事業（地域枠）」が該当します。0歳児クラスから2歳児クラスまでの児童を保育しますが、保育所よりも定員が少なく、少人数で生活することが特徴です。3歳児クラス以降は保育所や幼稚園などの連携施設に進むことができます。入所を希望する場合は鎌倉市にお申し込みいただきます。 ④幼稚園・認定こども園（幼稚園枠） 3歳から小学校入学前までの子どもが利用できる施設です。施設に入所をお申し込みいただきます。 ⑤企業主導型保育所 企業が自社や関連・提携会社の従業員の為に設置した施設で、一部、地域の子どもを受け入れることもあります。施設に入所をお申し込みいただきます。保育料は施設ごとに異なります（鎌倉市は保育料を決定しません）。 ⑥認可外保育施設 クラスや受入れ状況、保育内容などは施設によって様々です。施設に入所をお申し込みいただきます。保育料は施設ごとに異なります（鎌倉市は保育料を決定しません）。

Q3	どうやって保育園を決めたらいいですか？お勧めの保育園を教えてください。
A3	施設ごとに、保育の方針や日中の過ごし方などが大きく異なります。自宅から遠い施設であっても保育方針に共感して申込みをされる方、送迎を考えて自宅から近い施設に絞って申込みをされる方など、ご家庭の方針や状況によって施設の決め方は様々です。 お子さんが最大6年間にわたって日常生活を過ごされる場所ですので、是非、見学などを通じて、納得のいく施設にお申込みいただくことをお勧めいたします。

(3) 申請・利用調整の仕組みについて

Q1	見学をしないと申し込むことはできませんか？
A1	見学が必須の保育所等については、見学をしていない場合は入所の決定ができないことがあります。希望施設の見学状況について担当課から確認のお電話をさせていただくこともありますので、必ずご見学下さい。 また、お子さんにアレルギーやご病気がある場合は、施設の対応状況を確認する意味でも、必ずご見学いただくようお願い致します。 上記以外の場合でも、保育内容や必要な費用は保育所等ごとに大きく異なりますので、見学を通じて確認していただくことを強くお勧めしています。お子さんが最大6年間にわたって日常生活を過ごされる場所ですので、是非、見学などを通じて、納得のいく施設にお申込みいただくことをお勧めいたします。

Q2	見学に行く際には事前に連絡が必要ですか？
A2	事前に各保育所等に直接問い合わせの上、日程を調整してください。

Q3	希望保育所の欄にはどのくらいの数の施設を書いたらいいですか？
A3	申込数の制限はありません。 なお、申請書に記載しきれない数の施設を申請する場合は、別紙で添付してください（申請書にその旨のチェックを入れてください）。

Q4	空きのない施設に申し込むことはできますか？
A4	できます。申込み締め切り後に急な退所者が出ることもありますので、ご希望の保育所等は全て記載されることをお勧めします。

Q5	申し込みはいつまで有効ですか？
A5	取下げを行わない限りは、3月の例月入所審査までは継続として審査対象となります。翌年度も利用希望がある場合は再度申し込みが必要となりますのでご注意ください。

Q 6	点数はどのようにつけられますか？
A 6	利用調整基準表に従って算定します。基本点数と調整点数の合計が高い方から内定となります。 基本点数は、父母でそれぞれ 1 項目のみ点数がつきます。 調整点数は、世帯全体で該当する部分が加点・減点されます。

Q 7	同点の場合どうなりますか？
A 7	利用調整基準が同点で並んだ場合は、以下の順で優先度を判断します。 ①市内居住者の方（入所希望日までに転入する方を含みます） ②基本点数の合計が高い方 ③ひとり親世帯その他これに準ずる方 ④希望施設順位の高い方 ⑤世帯収入（住民税所得割額）が低い方 ⑥育児休業の最長期間がより短い方 ⑦待機期間が長い方

Q 8	利用調整基準の点数をつける基準日はいつですか？
A 8	申込み締切日時点を基準日とします。なお、申込時点の状況から変更があった場合には入所内定及び入所決定を取り消す場合があります。変更がある場合は速やかに担当課へご連絡下さい。

Q 9	入園しやすくなるコツを教えてください。
A 9	ありません。利用調整基準表に基づき、点数の高い方から順番にご案内いたします。

Q 10	利用調整の結果はいつわかりますか？
A 10	4 月入所一次審査の場合は 1 月中旬から下旬にかけて、4 月入所二次審査の場合は 2 月下旬に、5 月から 3 月までの入所審査の場合は入所希望月の前月中旬から下旬頃に、結果を郵送でお知らせしています。 なお、内定や保留の状況については、お電話でお問い合わせいただいてもお答えできません。

（４）保育を必要とする要件・利用時間・教育保育給付認定について

Q 1	保育の要件がなくても保育所等を使うことはできますか？
A 1	保育を必要とする事由がない場合はご利用頂けません。 子育て支援センター、幼稚園、認定こども園の幼稚園部分、こども誰でも通園制度、一時預かり等の利用をご検討ください。

Q 2	保育標準時間と保育短時間の違いを教えてください。
A 2	就労等の時間や、保育を必要とする要件に応じて、保育標準時間・保育短時間のいずれかとして認定します。 保育標準時間は、1日の最大の利用時間が11時間までで、各施設の定める時間を超えると延長保育となります。 保育短時間は、1日の最大の利用時間が8時間までで、各施設の定める時間を超えると延長保育となります。 開所時間や実際の利用時間などについては施設ごとに異なります。

Q 3	保育標準時間の認定を受けた場合、月曜日から土曜日まで、保育所等が開所している間はずっと子どもを預けることができるのでしょうか？
A 3	保育所等を利用できるのは、保護者の方が保育できない時間のみとなります（就労の場合、就労時間＋通勤時間）。全ての時間を預けることはできません。 実際の預かり時間については、施設と相談してください。

Q 4	1日6時間の勤務ですが、通勤に片道1時間半かかります。 保育短時間認定の時間内にお迎えに行けないのですが、どうしたらよいですか？
A 4	通勤時間と就労時間を合わせて8時間を超える場合や、勤務シフト等により恒常的に保育短時間の時間を超えての預かりが必要な場合は保育標準時間として認定することも可能です。なお、実際の預かり時間については、施設と相談してください。

Q 5	保育を必要とする要件が変わります。必要な手続きはありますか？
A 5	必要な書類を、速やかに在園している施設または担当課へ提出してください。

Q 6	「就労」要件で認定を受けましたが、転職を考えています。 必要な手続きはありますか？
A 6	就労と求職活動を並行して行う場合は、新しい就労先が決まり次第、「就労証明書」を提出してください。保育の必要量（保育標準時間、保育短時間）が変わる場合は、「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）」の提出も必要です。 就労をやめて求職活動を行う場合は、就労をやめる月の末日までに「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）」及び「求職活動・起業準備についての状況申告書（誓約書）」を提出してください。この場合、原則として保育短時間認定となり、3か月以内に次の就労先を見つけていただく必要があります。 なお、入所の利用調整の公平性を保つため、入所時の状況を原則として6か月間は維持していただきますようお願い致します（就労時間が短くなるなど審査に影響する場合や不正利用が認められる場合は、利用取消（退所）となる可能性があります）。

Q7	介護・看護要件や、疾病・障がい要件の認定のために提出する診断書について、医療機関が発行した様式でも構いませんか？
A7	原則として、鎌倉市指定の様式をご利用下さい。 ただし、鎌倉市指定の様式に記載されている内容が網羅されているのであれば、医療機関が発行したものでも構いませんが、特に「保育所等における保育が必要な状況にあるかどうか」「保育が困難な期間はどのくらいか」などの記述が不足している場合は再提出を求めることがあります。

Q8	保育時間（標準時間・短時間）の認定を変更したいです。
A8	「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）」を提出してください。 なお、必要に応じてその他の書類の提出を求めることがあります。

Q9	「就労」要件を証明する書類として、市指定の就労証明書の代わりに就労先が発行する在籍証明書を添付することはできますか？
A9	できません。

Q10	育児休業を取得します。何か手続きは必要ですか？
A10	①新しく生まれた児童（在園児の下の子ょうだい）の育児休業を取得する場合 保育短時間認定となります。育児休業を取得し始める月内までに、「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）」と「就労証明書（育児休業期間が記載されたもの）」を提出してください。 ②既に保育所等に入所している児童の育児休業を取得したい場合 保育を必要とする要件が消滅するため、退所となります。

(5) 内定後の手続きについて

Q 1	内定が出ました。いつまでに育児休業から復職すればよいですか？
A 1	復職は、入所月の翌々月 1 日（休日の場合は翌平日、4 月入所の場合は 6 月 1 日）までです。必ずその日までに復職し、復職月の末日までに、育児休業の終了日が記載された就労証明書を、在籍している施設または担当課まで提出してください。

Q 2	内定が出ましたが辞退したいです。どうしたらよいですか？
A 2	速やかに担当課まで、電話でご連絡いただき、「保育所等申込取下届（入所内定辞退届）」を提出してください。 再度入所を希望する場合は、必要な書類を全て揃えたうえで改めて申込をしていただく必要があります。

Q 3	育児休業中で復職予定でしたが、もし退職した場合はどうなりますか？
A 3	復職予定として入所が内定した場合、2 か月以内に復職をすることが入所するための条件ですので、内定取消または退所となります。利用調整の公平性を欠くため、求職活動要件に切り替えて入所することはできません。

Q 4	ならし保育について教えてください。
A 4	お子さまが保育所等での生活に慣れるため、短い保育時間から始めて徐々に通常の保育時間にしていくことを「ならし保育」といいます。転園など既に保育所等に入所経験のあるお子さんでも、慣らし保育は行います。 期間は 2 週間程度を標準としていますが、施設やお子さんの年齢、状況等によって異なるため、長くなることもあります。詳細は施設へご確認ください。

(6) 入所後の手続きについて

Q 1	転園をしたいのですが。
A 1	各月の締切日までに必要な書類を提出してください。

Q 2	転職を考えています。必要な手続きはありますか？
A 2	就労と求職活動を並行して行う場合は、新しい就労先が決まり次第、「就労証明書」を提出してください。保育の必要量（保育標準時間、保育短時間）が変わる場合は、「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）」の提出も必要です。 就労をやめて求職活動を行う場合は、就労をやめる月の末日までに「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）」及び「求職活動・起業準備についての状況申告書（誓約書）」を提出してください。この場合、原則として保育短時間認定となり、3 か月以内に次の就労先を見つけていただく必要があります。 なお、入所の利用調整の公平性を保つため、入所時の状況を原則として 6 か月間は維持していただきますようお願い致します（就労時間が短くなる等審査に影響する場合や不正利用が認められる場合は、利用取消（退所）となる可能性があります）。

Q 3	育児休業を取得します。何か手続きは必要ですか？
A 3	①新しく生まれた児童（在園児の下の子ょうだい）の育児休業を取得する場合 保育短時間認定となります。育児休業を取得し始める月内までに、「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）」と「就労証明書（育児休業期間が記載されたもの）」を提出してください。 ②既に保育所等に入所している児童の育児休業を取得したい場合 保育を必要とする要件が消滅するため、退所となります。

Q 4	引越しを予定しています。必要な手続きはありますか？
A 4	①鎌倉市内で引越しをする場合 特に必要な手続きはありません。鎌倉市からの郵送物が届くよう、住民票の手続きや郵便物の転送の手続きに遺漏のないようお願い致します。 ②鎌倉市外に引越しをする場合 「保育所退所願書」を提出してください。現在通っている保育所等をそのまま利用したい場合は、転出先の自治体にて保育所等の継続利用に関するお手続きを行っていただくようお願い致します。 なお、鎌倉市外の保育所等の利用申請を行いたい場合は、原則として鎌倉市を通じてお申し込みを頂く必要があります。まずは担当課までお問い合わせください。

Q 5	退所したいのですが。
A 5	「保育所退所願書」を提出してください。 退所日は各月の末日となります。保育料は退所月分までお支払いいただきます。

(7) 保育料・給食費について

Q 1	保育料はどうやって決まりますか？
A 1	4月分から8月分の保育料は前年度の、9月分から3月分の保育料は当年度の市町村民税所得割額から算定します。 0歳児クラスから2歳児クラスの児童の保育料は、保護者の所得（市町村民税所得割額）に応じて決定します。給食費は保育料に含まれます。 3歳児クラスから5歳児クラスの児童の保育料は無償です。給食費は別途お支払いいただきます。

Q 2	保育料を減免してもらうことはできますか？
A 2	生活保護世帯と市町村民税が非課税の世帯については保育料が減免されます。 その他、市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯（及びそれに準ずる世帯）、または市町村民税所得割の世帯合計額が77,101円未満で、障害者手帳の交付を受けている者（同居している場合に限る）がいる世帯も減免の対象です。 それ以外の場合、減免・免除することはできません。

Q3	保育料はどうやって支払うのですか？
A3	利用している施設の区分によって支払い方法が異なります。 認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域枠）に通っている場合は、施設に直接お支払いいただきます。 それ以外の場合（認可保育所に通っている場合）は鎌倉市にお支払いいただきます。口座振替または納付書払いがご利用いただけますが、鎌倉市では口座振替を推奨しています。

Q4	子どもの3歳の誕生日を過ぎたのに保育料が無償にならないのですが？
A4	保育料の無償化は「3歳児クラスから」です。お子さんが満3歳になってすぐに無償になるわけではなく、3歳を迎えた次の4月以降が無償化の対象となります。

Q5	給食費はどうやって決まりますか？
A5	0歳児クラスから2歳児クラスの給食費は保育料に含まれています。 3歳児クラスから5歳児クラスの給食費は施設ごとに金額が異なり、保育料とは別にお支払いいただきます（無償化の対象外です）。

Q6	給食費を減免してもらうことはできますか？
A6	3歳児クラスから5歳児クラスのお子さんの給食費は、主食費（ごはん・パン代）と副食費（おかず・おやつ代）に分かれます。このうち副食費については、次のいずれかに該当する場合は減免されます。 ①生活保護を受給している世帯 ②里親世帯または児童ホームに所属している児童 ③市町村民税非課税世帯 ④市町村民税所得割の世帯合計額が57,700円未満の世帯 ⑤市町村民税所得割の世帯合計額が77,101円未満のひとり親世帯、または市町村民税所得割の世帯合計額が77,101円未満で、障害者手帳の交付を受けている者（同居している場合に限る）がいる世帯 ⑥既に認可保育所（認定こども園の場合は保育園籍）を利用している児童が2名以上いる世帯の、3人目以降の児童 ⑦小学3年生以下の児童が2名以上いて幼稚園（認定こども園の場合は幼稚園籍）を利用している世帯 主食費の減免制度はありません。

Q7	給食費はどうやって支払うのですか？
A7	在園している施設にお支払いいただきます。公立保育園の場合は鎌倉市にお支払いいただきます。

Ⅱ 二次元コード集

	保育所等入所申込について
	申請書類について
	鎌倉市内保育所等一覧
	かまくらわが街マップ （「こどもの居場所マップ」から保育所等の位置を確認できます）
	入所受入数・入所保留状況について
	その他の保育サービスについて （一時預かり、病児・病後児保育・休日保育等）
	こども誰でも通園制度について
	かまくら子育てナビきらきら電子版
	幼児教育・保育の無償化について （施設等利用給付認定（新１号～新３号認定））

郵送用封筒について

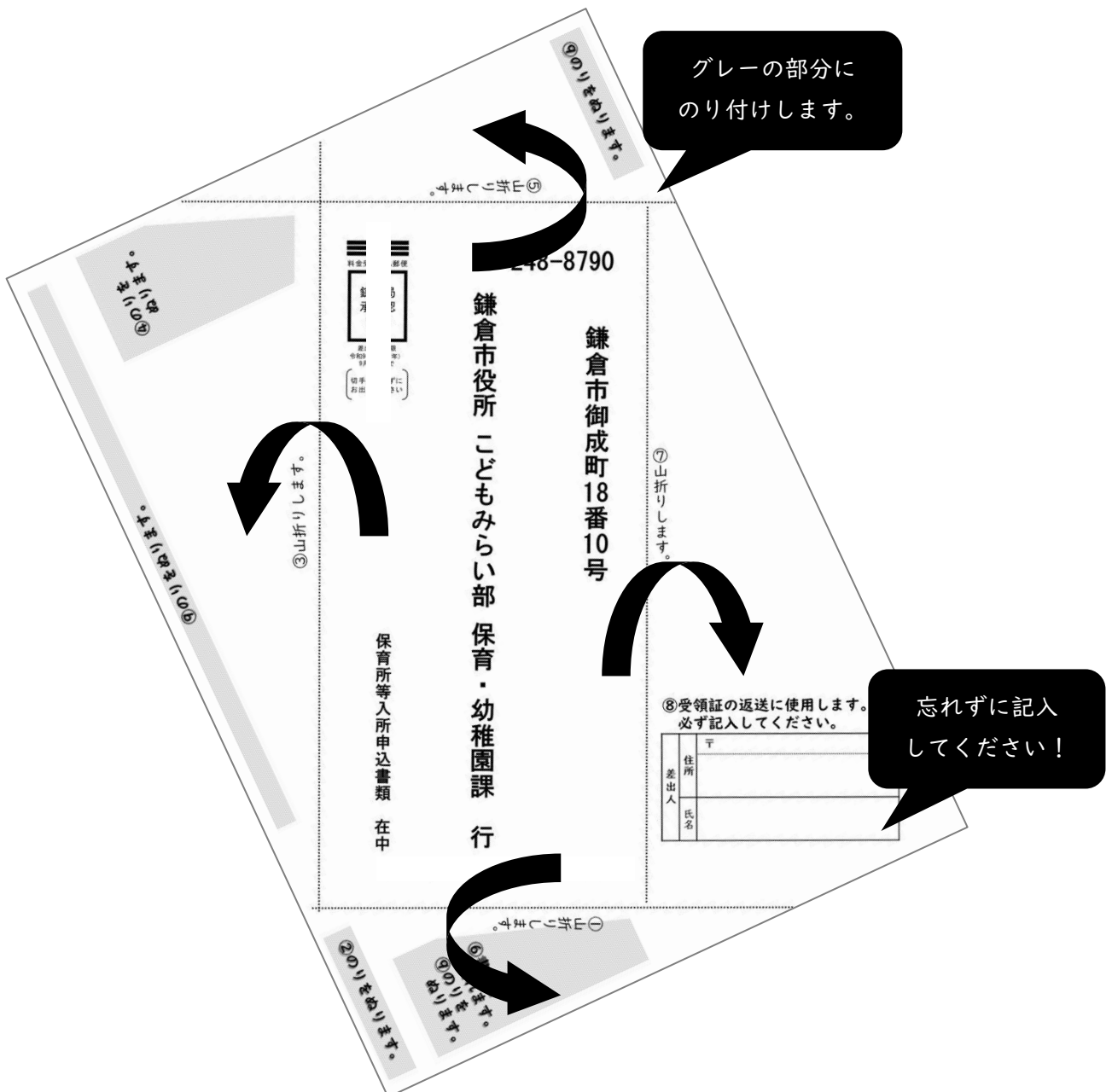
保育所等への入所に関する書類をご提出いただく際にお使いください。

この封筒をお使いいただくと、切手を貼らずに郵送することが可能です。

封筒1通につき、三つ折りにした A4 用紙を概ね7枚ほどまで入れていただくことができます。
ご自身で印刷される場合は A4 サイズで印刷していただくようお願い致します。

①～④の手順に従って用紙を折り、のり付けしてください。

また、⑧の差出人記入欄については、鎌倉市から受領証を返送するときに使用しますので、必ず記入をいただくようお願いいたします。



⑨のりをぬります。

⑤封じをします。

248-8790

鎌倉市御成町18番10号

⑦山折りします。

⑧受領証の返送に使用します。
必ず記入してください。

住所	〒
差出人氏名	



③山折りします。

④のりをぬります。

保育所等入所申込書類
在 中
鎌倉市 保育・幼稚園課 行

①封じをします。

⑥書類を入れます。
⑨のりをぬります。

②のりをぬります。

②のりをぬります。